

商賣の仕方

317

245



0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

始



特231
284



商賣
の
仕
方

石
角
春



自序

懸引多き世の中にあつて、法律に反せず、人氣に背かずして、獨り成功して行くには、どうしても巧妙な商道の懸引に因らねばならない。まして今日の如く各人が、總て文化生活を爲しつゝある時代にあつては、昔のそれのやうな懸引では、到底人に優れて成功することが出来ない。

殊に今日のやうに、生存競争が激甚となり、徳義に薄く、人情に背く時にあつては、尙更らることである。

そこで如何なる懸引が、最も今日の時代に適して居るかを知らることが、先づ第一に必要なことである。そして又、其の懸引が國家の掟に反して居るか否かを判断する丈の準備が必要である。でないに當り豫期だもしない悲惨な浮目を見なければならぬことになる。

で、著者は商人に必要な法律知識をも合せて説べることにした。何れにしても、商人にとつて懸引は、生命とも云ふべきものであつて、これが巧拙は商人の成功如何に直接に影況を及ぼすものであるから、商人たり、又は商人たらんとする人は、これが研究を十二分にせられんことを希望して止まない次第である。

芽出たき御成婚式を前に

石 角 春 洋

目 次

一、懸引の世の中……………

二、嘘が成功する世の中……………

三、黄金の世の中……………

四、信用は成功の母なり……………

五、群集心理を利用せよ……………

六、商人は先入性を造れ……………

七、商人の柱は外交にあり……………

八、人の眞似をするな……………

九、人の弱点を衝け……………

一〇、商人は人に心を見られるな……………

一、 賣名と廣告文の書き方……………

二、 競争に負けるは破産に近し……………

三、 どうすれば人氣を得るか……………

四、 商人と證文の書方……………

五、 催促の仕方と催告狀の書方……………

六、 賣掛代金の取立方……………

七、 人の債務を保證した場合の心得……………

八、 時効に付いて注意せよ……………

九、 商法に付いての心得……………

一〇、 商人間の賣買に付いての心得……………

一一、 契約解除の出来る場合……………

一二、 商人が登記すべき事項……………

一三、 手形に付いて注意すべき事項……………

一四、 爲替手形の振出に付いての注意……………

一五、 要件以外の記載に付いての注意……………

一六、 裏書に付いての注意……………

一七、 爲替手形所持人の心得……………

一八、 不渡になつた場合の心得……………

一九、 約束手形に就いて……………

二〇、 小切手に就いて注意すべき事項……………

二一、 懸引の奥の手……………

二二、 人氣と使用人の適不適……………

目 次 (終)



成功 秘訣 商賣の仕方

石角春洋著

一、懸引の世の中

吾々が此の世へギヤアと生れて來ると、そこには人間の社會がある。そして、直ちに其の一員に加へられるのである。結局、人間と云ふ肩書が附く理由である。其の肩書がある間は、お互に懸引が止まない。若し其の懸引が止んだとすれば、其の人は既に此の世に居ないのである。云ひ換ふれば、生きて居る間は、絶わす嘘を云ひ、懸引をお互に交換して居るのである。そして、其の懸引の巧妙な者程

成功すると云ふ頗る面白い世の中が、即ち今日である。

だがしかし、人間と名が附く以上は、社会の一員である。だから此の大きな團體を害するようなことは、固より出来ないのである。若しもこれを許した日には吾々の生活の安定と云ふものは、根底から破壊されて、常に強者は弱者を苦め、強者のみが美味い汁を吸ふと云ふ不公平なことになつて了ふのである。

茲に於てか社会道徳が生れ、而かも、これを強制すべき法律と云ふものが制定されたのである。此の法律こそ吾々の總てのことを支配し、社会と云ふ大きな團體に對し、不利益を興へた時は、刑罰と云ふ恐ろしい、そして、厭な制裁を加へられるのである。

が、しかし、法律は以上の如く、社会の秩序を保持し、吾々の生活の安定を保存するものであるから、社会の秩序に反せず、而かも、吾々の生活の安定を害しない以上は、如何に巧妙な懸引を以てするも、決して法律の制裁を加へられるこ

とはないのである。否、今日のやうな生存競争の激しい世の中にあつては、多少の懸引がなければ、到底成功が出来るものでない。少くとも社会の敗殘者たるを免れない。

そこで吾々が、此の恐ろしい、生存競争の世の中に立つて、出身出世の途を開拓し、人一位に成功するには、どうしても法律に觸れない範圍内に於て、巧みの懸引をしなければならぬのである。

——さうだ、法律は恰も眠れる獅子の如きものであるから、其の恐ろしい、而かも、眠むつて居る獅子を起さずに——。

若し起してもそれを巧みに操縦して、自己の利益の爲めに、働かせるやうにしなければならぬのである。更に再言すれば、恐ろしい獅子が目を覺さないやうに、巧みな懸引をすることが、立身出世の道程である。即ち嘘が拙く、懸引が愚かであると、遂には彼の恐ろしい、獅子が鋭い牙をむいて、其の者の頭上に噛み

附いて來るのである。そして、此の獅子に噛み附かれると、再び社會に立つて、華々しく活躍することが、最も困難になつて來るのである。「あれは前科者だよ」と輕蔑の眼を持つて見られるので、非常に不利益を受けるのである。少くとも前科者と云ふ肩書が附くと、片身が狭くて、自由な活動が出来ない。それは善良な人間として、何んとしても忍び得られないことである。

けれども、法律は吾々の行爲を支配するものであるから、如何に目的に於て、善良であつても行爲自体が、反社會的のものであつて、團體人の不利益なことであるならば、遠慮容赦もなく、刑罰と云ふ無慈悲な、そして、慘酷な制裁を加へられるのである。だからそうしたことの無いやうに、吾々は常に心の準備を備へて、巧みに懸引を爲し、思ふ存分に活動し、思ふ儘に成功しなければならぬのである。

殊に商人に於ての所謂商道の懸引なるものは、一つの技術であつて、而かも、

此の技術がなければ、どうしても成功することは出来ないのである。いふまでもなく、吾々は常に社會共同生活をして居るのである。誰が何んといつても、孤獨に、單獨に、獨立獨歩は到底今日の世の中では出来ないのである。

それで吾々は、お互に譲り合つて、共同生活を望んでゐるのである。そして、其の圓滿な共同生活の中にも、各々が懸引を交換し、恐ろしい競争を爲しつゝ、あるのである。

で、私はこれより特に商人の心得へ置くべき、商道の懸引のことを順を追つて解り易く説明して行かうと思ふのである。

二、嘘が成功する世の中

人が此の世に出て來ると、直ちに嘘の世の中へ巻き込まれて了ふのである。母

親が乳を與へるのは、まさか嘘とはいへないが、着物を着せることは、既に嘘の始りである。他の動物が裸体の儘で居るにも拘らず、人間許りが着物を着なければならぬといふ理屈はない筈である。だのに着物を着せる。少し大きくなると、お化けが出て来ると嘘をいつて欺ます。「お母ちゃん、あたし、何所から生れて来たの」と問へば、木の股から落ちて来たのだといつて欺ます。それはまだ宜いとしても、女の子であると、顔に白粉をつけて遣る。そして、掻き廻すやうな歩き方を教へる。總てが嘘である。動物本来の目的は、其處拘束を受けるべきものでない。もつと自由な、自然に放任されなければならぬ筈である。だがしかし、今日となつては、それを嘘と見る者は、皮肉家の仕事である。けれども、能く考へて見ると、吾々の今日の生活は、嘘で固められて居るのである。

だから吾々人間は、嘘を吐くことを左程悪いこととは思つて居ない。最も悪いことであると思はないではないが、矢つ張り嘘を平氣でいつて居る。——さうだ

方仕の賣商

嘘を吐くことは、悪いことだといひながらも、嘘をいつて居る。何んといふ矛盾したことであらう。嘘をいふことが悪いなら頭から嘘をいはなければ宜いに——矢つ張り嘘をいはずには居られないのである。

少し都合の悪い時などには、現に在宅して居ながらも、外出して不在だといつて、門前拂ひを喰はせる。此處ことは決して悪いことと思はない。寧ろ當然な位に思つて、平氣で遣つて居る。「何時何日には必ず御返済します」と、キツパリ言ひ切つて置きながらも、其の日に履行しない。

かうした例を擧げる日になると、それは、數限りがない。おそらく毎日嘘をいはない日がないかも知れない。それで居てまだ嘘は悪いことだ。君子の爲すべことではない等と、大きな熱を吹いて居る。全く人間程圖々しいものが、此の世にあらうか——善を口にして、常に悪を爲して居る。

だがしかし、此處ことは幾ら嘘であつても、決して法律上の問題にはならない

これ等を總て處罰する日になると、人間一人も残らず罪人となる。だから悪いことには違いが無いが、社會と謂ふ大きな眼から見ると、別に差支へがないから、罪にはしない。否、事實上罪にすることが出来ない。

かう考へて來ると、嘘は悪いことであつて、而かも、宜いことである。「嘘も方辯」と言ふ語は、愛から出たものかも知れない。兎に角、吾々が日常嘘を吐くのも無理からぬことである。生れる早々からして嘘を教へられるのであるから、寧ろ當然かも知れない。

そこで嘘の上手な者と、下手な者とは、どれだけの其差があるかと言ふに、今日の實際——殊に商人とか、實業家とかに付いて見るに、嘘の上手な者程成功して居るのである。何んと言ふ皮肉な世の中であらう。

全く嘘の上手な者は、何所までも圖々しく、巧みに嘘を切り抜けて了ふ。だから嘘を言つても信用に關係して來ないから、従つて成功すると言ふ結果になるの

である。所が嘘が下手であると、其の嘘が直ちに、露顯して信用を失ふ。一度び失つた信用は容易に取り返へせるものでない。で、遂には失敗せざるを得なくなるのである。

茲に於てか嘘が成功すると言ふことも、決して過言ではない。上手に嘘を吐いて、上手に他人を利用して行くことは、とりも直さず商道の懸引である。そして其の嘘を誠にすべく奮闘し、努力して行くことが、立身出世の階段である。

——さうだ、嘘が眞になつてこそ、眞の商人である。が、これに反し、眞が嘘になつては、破産の時である。だから法律の網にかゝらない嘘は、商人にとつて或場合大切なことである。そして、上手な嘘なれば、決して法律の網にはかゝらない。立派に眞になつて現はれて來るのである。で、これ等の懸引を順次説明して行くことにする。

三、黄金の世の中

生存競争の激甚な今日にあつて、最も便利な、最も力強いものは金である。全く金は寶でもあり、力でもある。單に力と云つたのでは、其の言葉が如何にも、不穩當のやうに思はれるが、決して不穩當でもなければ、不適當でもない。即ち力には有形のものと、無形のものがある。有形の力とは、云ふまでもなく腕力とか、体力とか、乃至は機械に基づく動力とかと云つたやうな、有形的な力を云ふのである。これに反し無形の力と云ふのは、例へば餓死せんとする細民に對し、金銭を與へて、餓死を防ぐが如きである。所で往時は、富者の萬燈よりも、貧者の一燈がより以上功德になると云つたものである。が、しかし、力と云ふ上から云ふならば、仮令貧者の一燈にしろ、富者の萬燈の光りは出ない。矢つ張り一に對する万の比例で、其の力の偉大さは、

商賣の仕方

富者の萬燈に存して居るのである。云ひ換ふれば、一万人の細民を救ふには、貧者の一圓では、到底其の目的が達しられないが、富者の一萬圓なれば、二日乃至三日間は、確かに救濟し得ることが出来るのである。

これに因つて見るも、金の力が如何に偉大であるかを容易に知ることが出来るであらうと思ふ。況んや、今日のやうに、物質文明の世の中にあつては、黄金の力の偉大さは、又格別である。

諸士も知らるゝ如く、明治維新までは、農工商と云つて、此の中でも商業が一番に軽く見て居たのである。けれども、今日の趨勢ではそれが反對に、商工農と云つたやうな順序に變更されつゝある。これは云ふまでもなく、金の力が自然とそうした順序に變更して行くのである。して見ると、如何に黄金の力が偉大であり、絶大であることを感せずには居られないのではないか——。

だがしかし、便利調法なものは、何物に拘らず其の半面に、又大なる危険が伴

つて来るのである。即ち火は吾々の日常生活に於て、一日も欠くことの出来ない重要な、そして、便利調法なものである。だが一度これを過てば、とりも直さず火災と云ふ恐ろしい悲劇を演じなければならぬのである。近き實例に付いて云へば、彼の關東の震災の如き、其の原因は地震には違いが無いが、實害の結果から云へば、地震の害にあらすして、火災の害である。又これを水に付いて云ふも同じ結果に到着するのである。

それと同じやうに、金銭は吾々の日常生活にとつて、片時も欠くことの出来ない大切なものであつて、便利此の上もない寶である。けれども、其の寶の難有さを知らずして、これを湯水の如く消費し、放蕩三昧に身を持ち崩す時は、軀ては身体を害し、遂には身を滅すことになるのである。

そして、又金銭を絶對最高の目的となし、他に何ものをも顧みない時は、往々にして人より排けられ、人間でなしの取扱ひを受けなければならぬのである。

商賣の仕方

イヤ、まだそれよりも厭なことは、金が欲しさに人を欺し、人を害して恐るべき犯罪行為を爲す者がある。

これ等の人が間違つて居ることは、多く云ふまでもないことであるが、金銭を以て、絶對最高の目的となす時は、往々にしてかうした不幸に遭遇することが存するのである。

要は只だ金銭をどることを絶對最高の目的とせず、成功を期する手段の爲めに金儲けをするのであると心得て居なければならぬのである。——さらに、吾々は金銭以外に、もつと有意義な、人間味のある理想の下に、そして、其の理想を貫徹する爲めに、飽くまでも奮闘し努力して、金銭の貯蓄に努めなければならぬのである。云ひ換ふれば、人間的な、義理や、人情に背かず、奸商のそしりを受けず、正々堂々と成功しなければならぬのである。

それには矢張り、相當の心の準備が要る。商道の懸引の何んたることを知らね

ばならぬ。そして、其の半面には、相手方の懸引に、まんまと釣り込まれないだけの心の武装が必要である。

四、信用は成功の母なり

成功秘訣知れば得る

前にも述べた通り人間と生れた以上は、少しも嘘を吐かないと云ふことは、絶對に出来ないものであるが、其の嘘が上手であり、比較的嘘を吐かないと云ふことが、信用の土台である。けれども、懸引多き世の中にあつて、而かも、商人が嘘を云はないと云ふことは、今日の場合到底出来ないことである。何んとなれば、假令眞實眞劍のことを云つて居ても、社會の人がそれを眞實眞意と見て呉れない結局、馬鹿正直と云つたやうな馬鹿を見ることになるのである。だから上手な嘘を吐き、其の嘘を眞にするやうに努めなければならぬのである。

商賣の仕方

る。

そして、それが信用を博する基となるのである。即ち眞實らし嘘で、而かも、信用を博する方法には、色々な場合がある。

で、これ等を一々挙げることは、到底出来ないことであるが、其の最も近い例を二三挙げて、諸士の參考に供することにする。

其の一つは、坊さんでない者が、法師に變じて、薬品を賣ることである。これは多くの人に信用を得せんとする方法で、坊師なれば嘘を云はぬものであると云ふことと、今一つは坊師は、多くの場合人に慈善を施したり、援けたりするものであると言ふ各人の先入性を利用することに固つて、信用を得るのである。これは嘘を利用して、人の信用を得んとする一方法である。

其の二は、家傳の薬でも何んでもない物を家傳の薬だと云つて、賣り出したり實際は大師の秘法に基づいた物でも何んでもないものを大師の秘法であると云つ

て賣り出すことである。

これも嘘を利用して、人の信用を得る一つの方法である。

其の三は、大道商人が三四人も組んで、其の中の一人が、物を賣り、他の二三人が、其の傍に立つて而かも、其の物をこなしたり、賞めたりして、遂に其の物を買つて、人の信用を受けることである。即ちあの人が買ふ位だから、確かな、好い物に違いないと云ふことに因つて、信用を博するのであるが、其の實自分の懐から、自分の物を買つて居るのである。人は異つても會計は同じである。

此麼恐ろしい嘘を吐いて、人を釣り込み、信用を得させて、物を賣る詐欺に近い商人もある。しかし、これも嘘を利用して信用を得る一つの方法には違いない。

其の四は、能く會社などに見る例であるが、實際は何等の關係もない有力者や肩書のある人を重役などにして、信用を得んとして居るのである。即ち實際と異つたことを公表して、人を欺すことになるのである。が、しかし、法律上の問題

は兎に角として、これも嘘を利用して、信用を獲得せんとする一つの方法である。其の五は、他の信用ある商標とか、意匠を真似て、恰もそれに近い物を作して、信用させんとする者がある。これも嘘を利用して信用獲得の方法ではあるがしかし、これはヘマを遣ると、商法の不正使用とか、又は意匠法、若くは、商法の規定に因つて處罰されることがある。

其の六は、賣れ高を偽ることである。一つも注文がなくとも、注文殺到とか、賣行飛ぶが如しとか、歡迎湧くが如しとか、乃至は貴族顯官の買上げとかと云つたやうな嘘を吐いて賣り出す者がある。云ふまでもなく、これも嘘を利用して信用獲得の方法である。

其の七は、内容を偽ることである。實際は詰らない物でも、内容充實とか、開闢以來の珍品とか、色々な嘘を云つて、公衆の信用を得んとする人がある。これも嘘を利用する信用獲得の一方法である。

此 麼 例 を 擧 げ る 日 に な る と、そ れ は 一 數 限 り が ない。で、如 何 に 商 人 に とつて、信 用 が 大 切 で あ る か は、こ れ 等 に 因 つ て も 立 派 に 証 明 が 出 來 る 理 由 で あ る。全 く 商 人 は、一 般 人 に 對 し て も、同 業 者 に 對 し て も 信 用 が な け れ ば、一 日 も 其 の 存 在 を 維 持 す る こ と が 出 來 ない。少 く と も 信 用 の ない 商 人 は 將 來 が ない。發 展 が 出 來 ない。

如 何 に 多 く の 商 業 を 營 ん で 居 る 者 で も、現 金 の み の 運 轉 で は、何 ん と し て も、發 展 す る こ と が 出 來 ない。例 へ ば 茲 に 十 萬 圓 の 資 本 金 即 ち 現 金 を 持 つ て 居 る 者 が 信 用 が ない 爲 め、そ れ 丈 の 範 圍 内 に 於 て、商 業 を 營 ん で 居 る 者 と、一 萬 圓 の 現 金 を 有 す る が、信 用 が あ る 爲 め 十 萬 圓 の 仕 事 を 爲 し て 居 る と す れ ば、結 局、甲 も 乙 も 同 じ 仕 事 を し て 居 る こ と に な つ て 居 る こ と に な る の で あ る。そ し て 又、單 に 仕 事 の 律 許 り で は ない。將 來 の 發 展 と 云 ふ こ と も、信 用 の 有 無 に 因 つ て、至 大 の 關 係 を 有 す る も の で あ る。

何 れ に し て も、商 人 に とつ て、信 用 は 成 功 の 母 で あ り、發 展 の 基 礎 で あ る。で、其 の 信 用 を 得 る 方 法 を 研 究 す る こ と は、商 人 に とつ て 生 命 と も 云 ふ べ き も の で あ る。

五、 群 集 心 理 を 利 用 せ よ

公 衆 を 相 手 に し て、利 益 を 博 し や う と す る 者 は、商 人 に 限 ら ず 一 般 に、群 集 心 理 を 應 用 す る こ と が、何 よ り も 必 要 で あ る。即 ち 人 の 心 と 云 ふ も の は、瞬 間 々 々 に 因 つ て、烈 し く 動 搖 す る も の で あ る。そ し て 又、或 は 高 く、或 は 低 く、或 時 は 靜 かに、或 時 は 烈 し く、動 搖 し て 行 く の が、人 の 心 の 常 で あ る。だ か ら 此 の 呼 吸 を 能 く 知 つ て、人 の 危 所 を 衝 く 時 は、脆 く も 屈 服 し て 了 ふ も の で あ る。云 ひ 換 ふ れ ば、人 の 心 が 高 く、烈 し く 動 搖 し て 居 る 場 合 を 利 用 し て、或 行 爲 を 要 求 す る 時

は、案外にも脆く其の目的を達するものである。殊に群集を相手にする場合などは、最もそれが甚だしいのである。

で、今後發達せる社會に於ては、どうしても群集心理を應用することが、最も肝要なことである。誰しも其の物の必要を左程に感じて居なくとも、群集心理に支配されると、思はず買つて了ふものである。

別にこれと云ふ必要を感じない場合でも、何んとはなしに、フラ／＼と買ひたくなるのが、群集心理に支配されて居る場合である。全く群集心理に支配されると、何んの意味もなく買ひたくなるものである。それを買はないと、人に後れるやうな、そして、好機を逸するやうな氣持ちになつて、深い考へもなく買つて了ふのが、人の弱点である。殊に日本人のやうに、感傷的で、物事に冒され易い者は、尙更らることである。

吾々が群集心理に支配される近い例は、大道で勝手な、大きな熱を吹いて、物

を賣つて居る時、何時の間にか釣り込まれて、其の方へ心が集中し、而かもバタ／＼と賣れて行くのを見ると、其の物が全く價値のない物であることを知つて居ながらも、遂に買ふ氣になるのである。これは確かに、群集心理に支配された結果である。そして、それを利用して居るのが、即ち前にも云つた通り、四五人も組んで、賣る者と買ふ者と手を別けて、公衆をまんまと引きずり込んで行く奸商人である。相當理智が發達し、世の中のことが、少しでも解つて居る者が、冷靜な頭で觀望して居ると、それが能く解るが、何んの氣もなく、只だ無我無中になつて居ると、そうしたことは、少しも解らない。——さうだ、解らないのが普通である。

兎に角、彼等は、巧妙な群集心理を利用して居る理由である。だから仲間の者が、三四人もごかくと買ふと、つい多數の中には、例の群集心理に支配されて買はずに居られなくなる人が出來て來るのである。だから結局、買つた人は群集

心理と云ふ巧妙な手段を以て、詐欺をさたれと云ふことになるのである。けれども、それを法律の手續きに因る人はない。

何れにしても、群集心理を利用すると云ふことは、極めて詰らないことではあるが、却々これを巧みに利用することは、六ヶ敷いもので、而かも、其の效果は相當の成績を擧げて居るのである。

それから、物が賣れ出すと、矢つ張り群集心理に支配されるものである。吾々は何時でもそれを能く感じて居る。例へば飛ぶやうに賣れる書籍——それは別に大したものではない、内容は至つて平凡なものであることを知りながらも、矢つ張り人に釣り込まれて買はないと、何んもなく物足りないやうな氣がして、買はずにはどうしても居られない。他の物品にしてもそうである。左程實質が好いとは思はなくとも、賣れ出して來ると、其の物を買はない理由に行かない。

例へば正宗が好いと云へば、實質がそれ以上の物を持つて來ても、正宗の味よ

商賣の仕方

り劣つて居るやうな氣がしてならない。富久娘が好いと云へば、矢つ張りそれ以上實質の確かな物を持つて來ても、矢張り劣つて居るものにしてしよ。所が正宗でない酒に正宗のペイバをはつて持つて來るれば、其の實質が正宗よりも劣つて居ても、「あゝ、美味しい、矢つ張り正宗は好い」と、云つて満足して居る。富久娘にしても矢つ張りそうである。イヤ、單に書物や、酒許りではない、總ての物が、皆此の筆法で支配されて行くのである。即ち人にしても然りである。菊地寛君の作が好いと云へば、單に其の作家許りでなく、菊地寛其の者が、好きになつて、どんな愚作でも寛君のものであれば、「あゝ、面白かつた」と云つて居る。殊に婦人に歡迎されて居る久留君とか、吉田君とかなると、一層甚だしい。「妾久留先生のものでしたら、仮令百圓しても買ふわ」とか云つて居る女がある。それかと思ふと、「妾、吉田先生に奥様がなかつたら、先生が作られる書物を一手で引受けるわ」と云つて蔭ながら恨んで居る女がある。

これが俳優になると、又一層激烈である。男優の方は左程でもないが、女優、來たらそれこそ始末が悪い。すみ子君に憧憬して、氣を狂はせたと云ふ熱心家がある。

何れにしても、かうしたことは、一つの例であるが、其の物が好いとなると、何んでもかんでも好い。理が非でも好い。人が好いと云へば一層好くなるのが、人間の最も弱い所である。だからそこに大なる欠点があつても、悪い所があつても、好いと云ふ感情の爲めに、總てが能くなつて來るのである。

で、商人が暖簾が大切だと云ふのは、蓋し茲のことである。三越の物であれば、何んでも好いものにして丁ふ。實質がどうであらうとも、形式が三越であれば、それで充分なのである。全く日本人は、形式主義の最も甚だしい人種である。

そこで商人は、此の弱点を捉えることが上手でなければならぬ。で、私はこれ等のことを順序能く説明して行くことにする。

六、商人は先入性を造れ

以上述べた通り、人間と云ふものは、如何に偉ら相なことを云つて見た所で、人間らしい短所や、危所があつて、總てを理智的に、解釋することが出来ない。

——さうだ、神でない以上、總てのことに通じ、總ての物の欠点や、短所を見ることが出来たものでない。人が善いと云へば、善い物にして丁ふ。少くとも何故好いかと云ふことを考へない。使用つて見て初めて、善い悪いを知るのが普通であるが、最初から善い物と思つて居ると、其の欠点が左程に感じないのである。

殊に三越の物は、善いものであると云ふ先入性があると、何んでもかでも善い物のやうに思はれてならぬ。それが果して善いものでなくとも、矢つ張り善い物にして丁ふ。そこが即ち人間の弱点で、人間らしい危所なのである。危所と云つても、身体に存する危所ではない。精神上の危所なのである。だから其の危所を

衝くべく商人は、先入性を造らねばならないのである。例へばあの店は、親切で物が安いとか、買い好いとか、云つたやうな、評判を普及させることが、大切なことである。そして、それを纏ては、各人の頭へ泌み込ませ、先入性を造ることである。大きい店だとすると、それが何よりも肝要なことである。一旦公衆の頭へ、此の思想を泌み込ませた以上、不當の利益を得やうとしなければ、必ず信用を維持して行くことが出来るものである。

即ち暖簾が大事だとか、商號が大事であると云ふのは、茲のことで世人の先入性を利用することなのである。これ等のことは、別に多くを云はなくても既に各人は、御承知のことであるから、これ位にして置く――。

七、商人の柱は外交にあり

生存競争の激急な今日にあつて、而かも、共同するに非ざれば一日も生存することの出来ない社會に於て、外交の必要なことは、言を俟たない所である。殊に商人とか事業家とかに於ては、其の最も甚だしいものである。――さうだ。商人として、事業家として、成功するは、一つに外交其のものの巧妙に存して居るのである。全く巧妙なる外交は、商人其の人をして、自から成功せしむるものである。現に私が知る所に於ても、無一物の人か、大きな政黨を背景にして、數十萬數百万の仕事をして居る人がある。これは全く外交其のものゝ力に因つて、かゝる大事業を營んで行くことが出来るのである。

これは餘りに、例が大きい過ぎて適當でないが、兎に角、商人は外交其のものに因つて、如何なる成功をも爲すことが出来るのである。――イヤ、決して商人許りではない。總ての階級に通じて、總ての職業に通じて、必要欠くことの出来ないものである。即ちこれを勤欠に見るに、私は何時も一引二金三實力と云つて居

るのである。そして、其の引きを求めるのは、云ふまでもなく外交である。上官なら重役の罫丸すくい、上手であれば、實力などは、どうでも好いのである。——さうだ、上官なら重役の御機嫌がとれば、それで勤欠は大成功をなすことが出来るのである。第二の金も矢張り張り外交の延長である。私は學校を出ると、速く會社へ勤めた。それから官廳にも首を出した。新聞記者も遣つた。が、總ての所、總てが矢張り一引き二金で行かねば嘘であつた。けれども、私にはそれが出来なかつた、おべつか吐くことの出来ない私には、どうしても上役の罫丸すくいが出来ないのである。全然それを知らないのではなかつたが、私の性格が、どうしてもそれを許さなかつた。それから間もなく文筆生活に這入つて、色々な苦勞をし、忍び得られない丈の艱難に遭つて來た今日では、罫丸すくいであらうが、股くさりであらうが、果又それ以上のことでも忍ぶだけの忍耐が養はれて來た。そして、今日の世の中が、如何に外交と云ふことが大切であるかを能く知る

ことが出来たのである。

これは一つの失敗談であるが、其の失敗の原因は、外交の拙劣なのに因るのである。だから如何なる職業にも、外交と云ふことが、つき纏ひ其の人の成功如何を左右して居ることを忘れてはならない。

就中、人の金を目的に、而かも、其の金を巻きあげやうとする商人にあつて、外交の大切なことは多言を要しない事實である。即ち外交の巧拙に因つては、一萬圓でも二萬圓でも、自由自在に出させることが出来るのである。然らばどう云ふ外交が、最も商人に適して居るか云ふに、それは大商人と、小賣商人とに因つて、自から異つて居る。

先づ小賣商人からこれを云へば、一般公衆に對する場合と、卸商其の他の取引先きに對する場合とに區別しなければならぬ。そして、一般公衆に對する場合は一切平等の款待を爲すことが、何よりかも大切なことである。客に甲乙をつけた

り、客でない者を虐待したり、輕蔑したりすることは、癡て惡評判を普及せしめることになるのである。何處までも商人と云ふ頭で、仮令一錢のお客にしろ、丁重な客扱ひを爲すべきものである。かうされて見ると、厭でも其の店の惡口を云ふことが出来ない。否、人情として其の次には、もつと値の高い物を買ふ氣になる。これに反して、少しでも馬鹿にしたり、輕蔑したりすると、物を買はない許りでなく遂には其の店の惡口を云ひ出す、そうしたことが、度重ると自然と其の店が淋れて來ることになるのである。それから又素通のことであるが、これは尙一層始末の悪いもので、圖々しく素通て歩くやうな人間であるから、人の惡口も平氣で云ふ。否、云ひたがつてウチ／＼して居るのである。だから店の評判を善くしやうとすれば、かうした素通を一層お客扱ひにすることである。そうされて見ると、幾ら圖々しい人間でも、血が廻つて居る以上は、惡口は云へない。少くとも素通を歡待することは、評判の的を礎きあげることになるのである。早

い話が「あの店の者は能く解つてゐるね」と云つた丈けでも、吾々の感情をどんなに善くするか知れない。其麼氣になつて、其の店の前に立つと、何んとなか買ひたくなるものである。

これと反對に、「あの店の者程失敬な奴はありやしない、人を馬鹿にしてやがら」此麼ことを聞くと、もう其の店から物を買ふのが、何んとなか厭な氣になつて來る。最も物を他よりも一層安くして、而かも、無骨で通した店なれば、無論それで好い理由だが、普通の店なれば、それでは商賣にならぬ。善いことは却々評判にならないが、悪いことは速く噂されるものである。

嘗つて東京に於て、或料理店の若い者が、お客を些々たることで、歐打し大なる傷害を與へたことがある。其の時に物見高い東京のことであるから、例の野次馬が集つて、其の不法を責めた所が、止せばよいのに主人が、生意氣なことを云つゝ爲めに、此度は野次馬の方が、承知せず料亭の主人を打つたり蹴つたり、散

々な目に遭はしたことがある。それが評判となつて其の店が、だん／＼と淋れ、遂には廢業せざるを得なくなつたことがある。

全く僅かのことで悪い評判が立つと、非常な不利益である。で、客でなくとも、決して輕蔑したり、虐待したりすることは、大いに慎まねばならない。それと同時に、進んで歡待することが肝要である。

次は卸商其他の取引先きに對する外交であるが、これは普通の外交手段に因るもので、結局、相手をうまく丸め込んで、物品なり資本なりを引き出せば、其の目的が達しられることであるから、これ等のことは、後に説明することにする。此度は大商人即ち問屋の如き——一般公衆を直接に相手にしない商人の外交であるが、これは小賣商人が取引先きをチャームするのと、同じ筆法であるから、説明を省略する。

八、人の眞似をするな

どう云ふものか、日本人は誰でも人の眞似をしたがるが、これは餘り感心したことではない。殊に店の裝飾などは、他の店の眞似をすることは、大禁物である。元來店の裝飾は、人の眼を惹かんが爲めの裝飾である。それであるから、他店の眞似をすることが、絶対に不可ないことになるのである。——と云ふのは、如何なる人でも常に新奇を好み、奇抜を求めつゝあるのである。だから人の眞似をした裝飾が人眼を惹かないことは云ふまでもないことである。

それに今一つは、人の眞似をする位な人は、必ず獨創的な前の裝飾よりも劣つて居るのが常である。よし劣つて居なくとも、決して前の裝飾より善く見られることはない。何れにしても、人の眞似をして、成功した事實がない。イヤ、偶には成功した人もないではないが、それは極く僅かで、例外に屬すべきものである。

多くは皆失敗し、又は不成功に終つて居るのである。まして今後だん／＼と發達すべき世の中に於て、人の真似で成功しやうと爲すが如きは、最も愚なる話であつて、迂遠も甚だしい理由である。

それなのに、世の中の人は、どう云ふものか、人の真似をしたがつてならない少し賣れる物が出来る時、速くそれを真似て、競争しやうとする。最もそれと内容實質を異にする物であるならば、大いに競争しなければならぬが、殆ど同一素質の物で、競争しやうとするのであるから、勢ひ真似たものが不成功になるのである。例へば仁丹が賣れ行きが好いからと云つて、丹仁と名を替へて賣り出して見た所で、それは寧ろ滑稽で、到底成功し得べきものでない。

殊に前にも云つた通り、店飾りの如き、又は廣告文の如きは、是非共自家獨創的のものであらねばならぬ。で、ないと何んとしても成功が出来ない。それは人眼を惹かない許りでなく、人の感じを悪くするからである。「真似してやがら」

そう思つて見た場合には、仮令其の物が、實質上如何に前者を凌駕する物であつても、人はそれを信じない。

所が少し位まづくとも自家固有の獨創を有する店飾りとか、又は廣告文であるど、必ず人眼を惹く、それは人の心が、進歩を求めつゝあるからである。吾々文士にしても然りである。何々の書が賣れたからと云つて、其の書の表題を真似たり、内容を真似たりして、それを發行して見た所で、決して其の書が賣れるものでない。必ず前者に凌駕されて失敗に終つて了ふ。それなのに、人の真似をする殊に書店の主人が、是非にも真似て呉れと云ふ註文をする人がある。しかし、其の人は出版で成功する人ではない。最も今日までにはこうしたことで成功した人もあるであらうが、讀者諸士の頭が進んだ今後には、決して成功し得られるものでない。

これを要するに、商人たるものは、出来る限り人の真似をしないことが肝要な

ことである。所中、廣告文の如き、店飾りの如き、専らそれに因つて、人眼を惹き感情をそゝり、好奇心を惹かんとするものは、必ず獨創的な、奇抜な、そして高尚な、人をして不快を與へないものであらねばならぬ。一眼見れば、直ぐ鼻につくやうな、そして、厭な、不快な感じを與へるやうなものであれば、それは難く失敗の基である。

九、人の弱点を衝け

人には人らしい弱点があり、人間には人間らしい危所があることは、前にも屢々述べた所である。そこで人の懐中物を的に、而かも、其の懐中物を巻きあげるには、どうしても人の弱点を衝くことが肝要である。誰しも弱点を握られ、危所を衝かれると、フラ〜と買ふ氣になるものである。

そこが商人の懸引で、最も大事な点である。この呼吸さへ能く知得して居れば商人で成功することは、疑ひの餘地がない。然らばどうすれば、人の弱点を握り人の危所を衝くことが出来るか——。

此の問題は到底一言にして云ひ盡すことは出来ない。が、しかし、其の大体を云ふならば、先づ人の弱点が、那邊にあるかを知ることが先決問題である。そして、其の弱点に向つて、人の心を抉るやうな、そして、アツと云はせるやうな六法に出でなければならぬ。例へば人が病氣に苦んで居るとすれば、其の病氣は、其の人にとつては、大なる危所であり、又弱点である。其の危所——其の弱点に向つて、其の人の心を抉るやうな、全治方法を説くことである。それから人の好奇心が、大なる弱点である。で、これを捉えることが亦、人の危所を衝くことになる。

例へば店の裝飾を爲すに付いても、人の心を抉るやうな、イヤ、好奇心をそ

ゝるやうな、新案のものを飾れば必ず成功する。これが即ち商人の懸引で成功の兆である。甲板に偽りなしと云ふことは、相対的の語で必ずしも偽りのないこと強制するのではない。偽りがあつても人に其の偽りを見せない所に商人の懸引が存して居るのである。

だから多少の偽りがあつても好奇心をそゝるやうなものを選ぶことが肝要である。云ひ換ふれば廣告文とか、看板とか、店飾りとかと云ふものは人の注意を促す方法でそれに因つて好奇心をそゝり、知らず／＼の裡に引きつけられて行くやうな方法をとらねばならないのである。が、しかし餘り好奇心をそゝらんとして臭俗になつては又不可ない。少くとも人に厭な感じを與へるやうではならぬ。高尚で、優美で、而かも好奇心をそゝる巧妙な方法でなければ立派な装飾と云ふことは出来ない。

そして又、人の真似ではならぬ。何所までも新奇なもので自家固有の獨創美を

發揮しなければならぬ。

兎に角、茲で人の弱点と云ふのは、人が或行爲を欲する——其の慾望が弱点である。所が吾々の慾望には限りがあるが、物それ自体の數には限りがない。例へば洋傘屋へ行けば數限りなく澤山な洋傘がある。けれども吾々は一本の洋傘は欲するが數本の洋傘を欲しない。即ち一本の洋傘に付いては弱点があるが、數本の洋傘に付いては、少しの弱点も持つて居ない。

結局、需要のある限りは、弱点と見ることが出来るが、需要のない部分に付いては決して弱点と見ることが出来ない。だから吾々に一本の洋傘を五圓にして置くから買へと云へば買ふかも知れないが、二本を十圓にして置くから買へと云つても決して買はない。要らない物に付いては弱点を持つて居ないから買ひたくない。

これは經濟學の原理であつて、これに付いて少し説明したいこともないでもない。

いが餘りに學問的になるので詳しいことは省略するが、要するに吾々の弱点と云ふのは、經濟學で云ふ需要のある範圍内である。だから其の範圍を超越しては弱点でなく寧ろ強味である。

で、商人たるものは、此の点を能く考へて、薄利多賣主義をとるか、又は重利小賣主義をとるか、其の時——其の場所に於て、各人の弱点を考察し。適宜の處置を執らなければならぬのである。何れこの事に付いては、後に詳説する機會があるであらうから、一先づこれで打切つて置くことにする。

二、商人は人に見られるな

吾々人間は、自分の心を人に知つて貰いたい場合と、知られては困る場合とがある。知つて貰ひたい場合と云ふのは、例へば或女に惚れて居るが、それを露骨

に「僕は君に惚れて居るんだよ」と云ふのは、甚だ厭なものである。確かに其の場合、相手に自己の心を知つて貰ひたいのである、それから又、友人の宅へ金を借りに行つた場合に、「君、甚だ濟まないが、少し許り金を貸して呉れませんか」と云ふのは、誰だつて餘り好ましいことでない。其の場合も確かに自分の心を他人即ち相手方に知つて貰ひたいのである。

所が多の場合、人に心を知られたくない。自分がどんなことを考へて居るかを總て知られたなら、其の人の價値と云ふものは、全くゼロになつて了ふ。

——さうだ、若し總てのことを相手方に知られて居ると、何事もすることが出来ない。少くとも懸引と云ふものは根底から破壊されて了ふ。

全く人と云ふものは、勝手なもので、自分の都合の好い場合には、心を知つて貰ひたがつたり、又知られて困る場合には、それを何所までも秘して行かうとするのである。が、しかし、人には人らしい秘密があつて、其の秘密を知られまい

と、常に勉めて居るのである。

殊に商人とか、事業家とかになると、それが最も甚だしいもので、自分の心を知られることは、身を斬られるやうに苦しい場合が存して居るのである。少くとも商人や、事業家の懸引は、自分の心を他に知られない所に存して居るのである。早い話が一つの物品を賣らんとする場合に、實は五圓で賣れば餘り損もせず又餘りに得することも出来ないのだが、結局、誰も買はない時には、五圓で賣つて了ほうと思ひながら、六圓でなければ賣らないと頑張つて居るとするに、買手が其の商人の心を能く知つて居るとすれば、其の懸引は根底から覆へされる理由である。

これは甚だ簡単な例であるが、商人として人に心を知られまいとする、場合は實に多いものである。——さうだ、前にも云つた通り、商人の懸引其のものは、大に心を知られないでふ所に價值が存して居るのである。だから商人として、成

功せんとするには、どうしても人に心を知られまい爲めに、それ相應の心の準備が必要である。其の準備こそ、纏ては巧妙な懸引となつて現はれて來るのであるであるから商人を志望する人、又は現に商業に従事する人は勿論のこと、此の点に留意し軽くはしたなく頭を下げて居る中にも、何所となくごついたりした氣持で居なければならぬ。それが又商人としての懸引の一つである。殊に大商店へ行く程、それが最も大切で、何もかも軽くベチャラチャと喋舌り立て、少しもそこに餘融を持たなかつたなら、お客から輕蔑される許りでなく、肝心の懸引までも觀破ぶられ、遂には失敗に終らざるを得なくなるのである。

三、賣名と廣告文の書方

何事を爲すにも賣名の必要なことは、多く云はなくとも、明な事實であらうと

思ふ。が、殊に商業の如く、他人の財産を的に、そして、其の財産に因つて、利益を獲得しようと思ふ人にあつては、尙更らのことである。ドラックの有田君のことに付いては、兎角世間で色々と思つて居るが、しかし、無一物の人間があれだけの財産を得たと云ふことは、兎にも角にも人物と思はねばならぬ。

仁丹の森下君にしても、實に先見の明ありと思はねばならぬ。仁丹の價値如何は、兎に角として、自己の獨創的な薬品を徹頭徹尾賣名し、其の結果、今日の如く、三歳の兒童ですら、尙且つ知るが如く——全國は云ふに及ばず外國までも、其の名を普及し、而かも、數百万——數千万の私財を礎きあげたことは、誰が何んと云つても、人物と思はねばならぬ。

そして、其の數百万——數千万の財産を造つた原因は、とりも直さず賣名である。賣名が巧妙であつたが爲めに、今日の成功を見るに至つたのである。そして其の薬品其の物が、人の真似にあらずして、自家獨特の薬品である。其の實質の

價値如何は、茲で論ずる必要もなし、又論ずる丈の資格も持たぬ。けれども、幾ら山間僻地へ行くも、仁丹は善いものなりと思ふ先入性に支配されて居ることは争ふことの出来ない事實である。それだけ賣名が、適當に、そして、巧妙に實行されて居る結果である。

全く賣名と思ふものは、恐ろしい力を有するものである。即ち各人の頭へ徹底的に入つて了ふと、それが先入性となつて、他にそれ以上のものを持つて來ても遙かに劣つたものゝやうに思はれるのが、凡人の悲しさである。其の弱点を捉えたる者が、結局、勝利者となるのである。

であるから商人たるものは、先づ賣名と思ふことに意を注がなければならぬ。だがしかし、其の賣名を爲すにも最も適當な方法を見出さなければならぬ。先づ賣名に最も近道は、廣告である。けれども、これを徹底的に爲すには、容易な業でない。

そこで同じことを廣告するにしても、比較的有効な方法で、金のかゝらない途を撰ばねばならぬ。

茲に於てか、廣告文の書き方と云ふものが、最も大事なことになつて來るのである。全く廣告文の書き方一つに因つて、全國民を動かす得ることが出来るのである。それに今日の趨勢は、どうも廣告がしてあると、善い物のやうな氣になつて買ふのが一般である。殊に書籍などは其の最も甚だしいもので、一度でも廣告がしてないと、如何に内容が、充實したもので、全く價値のないものやうに心得て、先づ廣告文に因つて、書籍の價値を極めるのが普通の順序である。

それだから、幾ら立派な書籍を發行しても、廣告文の書方が拙いと、書籍其の物が拙いものゝやうに思つて、決して其の書籍を買はうとしない。

兎に角、廣告文と云ふものは、其の物の價値を短かい文の中に、充分現はして置かねばならないのである。これを分解して説明すると、凡そ左の要件を具備す

ることを要するのである。

一、人眼を惹くこと、

幾ら廣告文自体が、立派であつてもそれが人眼に惹かないものであるならば、それは寶の持ち腐と云つたやうなもので、何等の價値を奏しない。多くの人が多く見て呉れてこそ、其の廣告が活きて來るのである。だから先づ第一番に注意しなければならぬことは、萬人の眼を惹くと云ふことである。

二、簡にして要を得ること、

一行二圓近くもする高價な新聞に、餘り必要でもないことをくどくしく書き立てることは、決して當を得たものでない。それともドラック式に、一頁も占領するだけの勇氣があれば格別であるが、多くの場合は、それだけの勇氣を持たないであらう。だから出来る範圍的に於て、危所々々を捉へ、簡にして要を得るやうに書かねばならぬ。そして、一般に生存競争の激甚な世の中に於て、

面白くもない廣告文を一々、悠々閑々として、讀了する者は先づ少ないであらうと思ふであるから、簡にして要を得ると云ふことは、廣告文を書く場合の絶對要件である。

三、讀者の危所を衝くこと、

如何に簡單明瞭を要すればとて、讀者の危所を衝かないやうなへまな廣告文であるならば、それは寧ろせざるに優るであらう。茲に危所と云ふものは前にも云つた通り、人の精神上の欠陥点である。例へば人の好奇心をそゝるが如きは危所を衝いた結果である。

四、弱点を捉はること、

新奇を好み、奇抜を欲する人間が、危所を衝かれて好奇心を懷いたとすれば、其の弱点に向つて、網を張ることが必要である。例へば穴に居る魚に美味物を見せて、穴から出したとしても、網をかけることを忘れると、又しても真ぐ穴

の中へ魚は這入つて了ふ。それと同じやうに、危所を衝かれた爲めに、好奇心を懷いて穴から出たが、さて網をかけて呉れるものがないから、先づ安全な穴へ納つて居やうと、直ぐ元の穴へ這入つて了ふのである。だから好奇心をそゝらした以上、其の弱点に向つて、網を打つことを忘れてはならぬ。これが即ち弱点を捉はることである。

五、人の眞似をしないこと、

人の眞似をすることが、生命のない商人であることは、前にも云つた通りである。即ちこれまでの商人は、それでも成功が出来たかも知れないが、今後一般に發達せる社會に於て、人の眞似をするやうなへまなことでは、到底大なる成功が出来るものでない。殊に人眼を引いて、而かも、其の廣告文自体に因つて人を動かさうとするに到つては、迂遠も亦甚だしいものと云はねはならない。

六、釣り込むやうに面白く書くこと、

人を釣り込んで、面白く書くことが、廣告文の最も價値のある所である。近頃盛んに記事廣告が、流行して此の種のことを大いに發揮して居るが、果して成績があがるかどうか——何れにしても、餘り流行が盛んになつて來ると、これも考へものである。「あ、廣告だ」と云つたやうに、最初から續まないやうに
なりはしまいか——。

しかし、今日ではまだ大丈夫である。只だ面白く釣り込ませることさへ上手であれば、確かに効果がある。

七、奇抜を擇ぶこと、

人が新規を好み、奇抜を擇ぶと云ふことは、幾度となく述べた所である。そして、それが人間の危所であり、弱点であることも述べた理由である。だから人の真似にならない範圍内に於て、新らしいことを考へ、そして、其の新らしいことが、奇抜であるやうに勉めなければならぬのである。

八、不快な念を興へないこと、

一目見て快感を興へ、見直して尙快感を興へるやうな、高尚で、佳美で、少しの厭味の無いと云つたやうな銅版なり寫真版を用ひなければならぬ。能く美人の姿を用ひて居るが、これは固より悪いことではないが、しかし、或種まで讀者の方で飽きが來て居る氣分であるから、そこに何か色合ひをつけたものでないと、立派な廣告であると云ふことが出來るであらうと思ふ。兎に角、見直せば直ぐ鼻につくやうなものは宜ろしくない。

九、鮮明なること、

鮮明で、華かであることを要するのは、獨り廣告文許りではないが、特に廣告文の如き、一般に餘り讀みたがらないものは、より好く鮮明に、より好く華かであらねばならぬ。でないに其の廣告が、少しも引立つて來ない。これに反し鮮明で、華かであると、廣告文それ自体が引き立つて來るのである。

かう云ふ要件を擧げる日になると、未だ澤山あるが、先づ大体に於て 以上の要件を具備して居れば、相當の成績を擧げることが出来るであらうと思ふ。勿論其の物自体に従つて、個性を現はすやうに努めなければならぬことは、云ふまでもない事實である。兎に角、廣告術と云ふことは、一種の學問であつて、且つ技術であるから、相當経験を經ないと、立派なものとは却々出来るものでない。

三、競争に負けるは破産に近し

苟しくも商業と稱せらるゝものに、少しの競争もないと云ふものは、おそらく有るまいと思ふ。蓋し無競争のものがありとすれば、それは餘り需要のない詰らない物に違いない。何れにしても、商人は數限りなくあるが吾々が日常欲する所

の物品は、一定されて居る。其の一定されて居る物品を甲も販賣し、乙も亦これを販賣して居るのである。だから、そこから自然と競争が起り、争鬭が演じられて來るのである。

で、商人は自己より有力な、同業者と同じ方法で、同じ物で、競争することを避けなければならぬ。若し何等の考へもなく、これと激しい競争を爲す時は、經濟上は勿論、精神上に於ても、勢ひ敗北せざるを得なくなるのである。商人にとつて、競争に負けることは、破産に近い致命傷である。經濟上の打撃は勿論、それが爲めに信用は失墜し、自然と淋びれざるを得なくなるのである。

人の心と云ふものは、妙なもので、競争にでも勝てば、其の店の物が、非常に善い物のやうに思はれ、負けた者に同情する者はなく、勝つた者の方へすんくと引き込まれて行くのが人情である。そして、それが人氣を博する原因で、安くなくとも安いやうな氣がして來るのである。

全く人間は、理性の動物だの云つても矢つ張り感情に支配されて了ふのである。人氣と云ふものは、僅かな處から生ずるもので、少し人の感情を刺激するやうなことがあると、それが遂には、人氣を集むる基となり、纏ては大成を礎くこととなるのである。

で、商人は始終此の点に注意し、何かの機会を捉ふべく心懸けて居なければならぬ。が、しかし、前にも云つた通り、競争して勝つ勇氣がなければ、——イヤ勝つ丈けの資力に欠けて居る時は、決して其のものと、競争してはならない。即ち競争に負けると、破産に近い致命傷を受け、それが大打撃となつて、遂には失敗に終ることがある。けれども、これは固より絶對的のことではない。或場合には、それが爲めに、賣名を爲し、競争に敗けても賣名をした爲めに得をする。と云ふことがある。で、一般的には云へないことではあるが、概して競争に負けると云ふことは、人氣を集むる商人には、大禁物である。

三、 どうすれば人氣を得るか

商人が成功する否とは、人氣を集むることが出来るか否かに因つて分かる、處である。全く商人にとつて、人氣は生命である。人氣のない商店が、如何に實質の善いものを賣つても、それは垣根の土持ちで、殆ど其の効果を奏しない。これに反して、人氣のある商店に於て、少し位實質の悪い物を賣つても、人氣の爲めに其の欠点が掻き消されて、却つて質の善いものになつて了ふのである。實際人の心と云ふものは、訝しなもので、善いと云へば、何んでもかでも善いものになつて了ふ。即ち人間が感情の動物なるが爲めである。三越の物ならどんな物でも善い物のやうに思つて居るのは、誰しも同じであらうと思ふ。別に三越の物が他店の物より——より以上に總ての物が、精選してあると云ふ理由ではないが、矢つ張り三越の物なら善い物のやうに思はれてならぬ。殊に日本人は、形式一点

張りで、形式さへ整つて居れば、實質はごうでも關はないと云ふのであるから、尙更らかうした弊害がある。

兎に角、人氣と云ふものは、吾々の理性を麻痺させるものである。だから何んとしても商人である以上は、人氣がなければならぬ。が、しかし此の人氣を集むることは、容易なことでない。若し誰にでも出来ることであつたなら、それは決して價値のあるものでなくなつて了ふのである。

けれども、相當の順序を経て、相當の苦心を爲す以上は、決して出来ないことではない。多くの人は、其の順序を誤り、其の爲すべきことを爲さないからである。然らばどうすれば、人氣を集むることが出来るか、それは今まで述べた處の多くの手段が必要である。

先づ第一に店を整へることである。そして、前にも言つた通り、店飾りは人の眞似にあらざる獨創的な、奇抜な、人眼を惹くものであつて、而かも、高尚で、

華かで、人の好奇心をそゝる丈けの物であらねばならないのである。

そして、廣告文の書き方とか、廣告の仕方は、前に述べた要件を具備したものであらねばならぬ。

斯くして店が整ひ、巧妙な廣告を爲した時は、此度は客に對する應接である。

此のことに付いては、私が多く云ふまでもなく、既に諸士は知らるゝ處であらうと思ふ。が、要するに、左の如き心の準備が必要である。

1、誠實であること、

商人は兎角、嘘を云ふものである。嘘を云はなければ成功が出来ないものである。——と云ふことは結局、懸引と云ふ商人の武器が、然らしめるのである。けれども其の半面には、これを打ち消す爲めの誠實がなければならぬ。嘘の云ひツ放しでは將來のない商人になつて了ふ。少くとも人氣を集むることは出来ない。

そこで即ち誠實と云ふことが必要になつて來るのである。そして、其の誠實と云ふことは、決して嘘を吐いてはならぬと云ふのではない。嘘も懸引の一つであるから、或場合には大いに嘘も云はねばならぬ。して見ると嘘と誠實とは、相反する性質のものであるから、矛盾をしやすいかと云ふ疑ひが起るかも知れない。しかし、そう云ふ心配する必要はない。兩者が立派に平立して行くのである。

即ち物を賣るに付いて、嘘を云ふことは、商法上の懸引で、法律と相容れない場合の外は、これを以て懸引となすのである。例へば十圓に賣れば、好い物を十二圓に賣るも人をして欺罔に落し入れない以上は、法律に觸るゝことはないけれども、元來銀であるものを金なりと偽つて賣るが如きは、明かに欺罔であるから犯罪たるを免れない。

そこでどうすれば、誠實が認められるかと云ふに、それは各場合に付いて、研

究しなければならぬことであるが、要するに左の場合の如きは、誠實と認めることが出来るのである。

イ、履行期を違へないこと、

履行期を違へることは、商人には大禁物である。が、しかし、日本の商人はどう云ふものか、此のことを重大して居ないのである。けれども、これは商人として、最も悪いことで、少くとも人氣を集めることが出来ないことになるのである。

ロ、客を平等に扱ふこと、

客に甲乙を附けたり、素通を虐待することが、不可ないのは前にも言つた通りで、纏てそれが、悪評判の基となるのである。

ハ、客に不快を與へないこと、

客が物を引出して見ることがをヒヤ／＼して(物が損るのを心痛して)速ぐ其の

後から片附け初めるが如きは、客に不快を興へる一つの例である。全くかう云ふことをすると、買ほうと思つて居ても、それが爲めに中止をする場合は實に少くないのである。これは單なる一例に過ぎないが、兎に角客に不快を興へることは、大いに慎まねばならないのである。

先づかうしたことが、客に誠實を知らせる實例である。最も他に誠實を知らせる方法は幾らもあるが、以上の場合は、其の最も顯著な例である。

2、不正品に注意すること、

これも純理から云ふと、誠實の範圍に入るべきものであるが、特に重大なことであるから、項を改めた次第である。随分世の中には、一時免れを遣る商人があるが、これは商人にとつて、仇敵とも云ふべきものである。不正な、疵物を秘して賣るが如きは、仮令後日になつて、それを引替るにせよ客の感情はそれによつて、薄らむものではない。必ず疵物と知つたら、其のことを告げた上で

なければ、商人の本分が濟まない。イヤそれが悪評の基となつて、遂には失敗せざるを得なくなるのである。しかし、かう云ふことは、重大なことであつても、常識的のことであるから、これ位にして置く——。

3、忍耐を爲すべきこと、

商人と云ふ身分を有し、お客に對する場合は、一層弱い處に存して居るのであるから、仮令ごんなことがあつても、笑つて事を濟すと云ふのが、商人の奥の手である。そして、そこが商人として最も辛い處である。けれども、人氣を集め、評判の的とならんとすれば、それ位の犠牲は、致し方がないのである。其の代り物質に於て、勝ちを占めることが出来るのである。商人にとつて感情が大切か、物質上の利益が、大切かと云へば、無論、後者が大切なのである。だから後者に於て、勝ちを奏する以上は、前者を忍ばなければならぬのは、理の當然である。

四、商人と証文の書方

多くの人を手玉にとつて、物質上の利益を獲得して行かうと云ふ商人は、退いて、又人から欺されないことが肝要である。云ひ換ふれば、商道の懸引は上手でも、其の半面に於て、人から欺されるに於ては、懸引ゼロと云ふ勘定になつて了ふのである。それでは折角に、辛氣辛苦を擬らし、忍耐を爲し、艱難をしたことが、水泡となつて了ふのである。それは何んとしても、忍び得られない悲惨事である。随分世の中には、夜眠も寝ずに働いて、畜積した金を人の爲めに欺まされて、大きく一度になくして了ふ人がある。これ程大きな悲惨事が世にあらうか。兎に角、懸引の多い商人が、人に欺されると云ふやうなへまなことは、先づ無いと云ひたいのであるが、生存競争の激甚な今日にあつては、實に巧妙な手練手簡で、人を欺さうとして居る不良の徒が、而かも、専門的な輩が、都會は云ふに

商賣の仕方

及ばず、田舎まで擴がつて居るのである。だから、それ相當の心の準備がないと随分欺されないとも限らないのである。否、實際に於て、多く欺されつゝある。少くとも文化生活を爲しつゝある吾々が、日常起る証文の書方や、契約書の書方位は、是非知つて置かねばならないのである。そして、これ等は別に六ヶ敷いことでもなし、又左程面倒なことでもないから、知つて置くことが何よりも大切なことである。

廣い世の中には、随分無常識な人がある。立派な証文を所有して居ながらも、所定の印紙の貼布がないから、無効だとか、用を爲さないとか云つて、其の債權を放つて置いて、遂には消滅時効にかゝらせる人があるのである。何んぞ云ふ無常識な、そして、可愛相な程馬鹿な人であらう。所定の印紙の貼布がないからと云つて、証書それ自体が立派なものであれば、決して無効になるべきものでなく又用を爲さないものではない。立派に証據物件として、其の效力を生じ、立派に

用を爲すのである。最も印紙税法に依つて、料金の制裁は免れないが、其際ことは僅かの問題である。何れにしても、証書に印紙を貼布すると否とは、其の証書の有効無効は決して問題でないことは、少し常識のある人ならば、速く判断が出来る理由である。それなのに、あつたら債権を反古にして了ふと云ふに至つては権利の上に眠ることの甚だしいものと云はねばならない。

——イヤ、まだ、それ許りではない。それ以上にへまなことをして居る人があつた。何等の紙務も責任もないのに、法律上の知識が欠けて居る爲めに、飛んでもない大きな責任を知らず識らずの裡に負担して居ると云ふやうな、些つと想像さへも出来ないやうな、へまを遣つて首さへ、廻らぬ悲境に落ち入つて居る人があつた。

全くかう云ふ事件を見る時、吾々は何んとしても、其の人に同情せずには居られない。と同時に如何に法律上の知識が必要であるかを感じずには居られない。

商賣の仕方

兎に角、証書の書方に付いては、一定の方式はないが、しかし、其の書き方の如何に因つて、義務が生じ、又は権利を失ふ場合がある。方式がないだけに、注意して居ないと、飛んでもない當初豫期もしない慘酷な目に遭ふのである。それは今日の法律が、各臣民の自由を尊重し、契約自由の原則を採用して居るからである。だから各人は、公の秩序や、善良の風俗に反しない限りは、どんな契約をして、亦、什麼証文を書いても、それは總て有効なのであるが、しかし、私法関係には、裁判所が干渉しないから、滅つたなことを書くど、前にも云つたやうに、首も廻らない目に遭遇するのである。

實際借りて居やうと、借りて居なくとも同一に取扱はれなければならないのである。即ち裁判所は、形式に現はれた所の証據に依つて、判断して裁判を爲し、職権を以て其の内實に立入ることは、殆どないのである。で、証書を作る場合には、充分な心の準備を整へて作らねばならない。債権者

にしても、債務者にしても同じことである。少しでもお互が、自己に利益なものを作りたいと云ふのが人情である。そこでどう云ふ方式に作れば、善いかと云ふに、前にも云つた通り、別にこれと云ふ方式がある理由ではないから舊來の候文でも結構であるが、一般に發達した今日では、書文の書き方も改良して、簡にして要を得たものを作るやうにしなければならぬ。で、先づ以下の方式であれば簡單でも有り、又明瞭でもあり、且つ文化的でもあるから、出来る限り、かうした方式に因つて作成するのが宜らしい。

印紙

借用証書

一金何圓也

右ノ金額ヲ左ノ契約ニテ正ニ受取借用ス

- 一、借用期日 大正何年何月何日
 - 一、返済期日 大正何年何月何日
 - 一、利息 元金對スル年何割、又ハ何分ノ約復利計算ノコト
 - 一、遅延利息 返済期日ニ履行セサルガ爲メ要スル總テノ費用ハ債務者ニ於テ支辨スルコト
 - 一、損害賠償 簡轄ノ裁判所ヲ定メタル場合ハコレヲ記スコト
 - 一、合意簡轄
- 右ハ保証人約諾ノ上連署シ債務者ト共ニ履行ノ責ニ任ス

| | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 住所 | 何市何町何番地 | 住所 | 何市何町何番地 | 住所 | 何市何町何番地 |
| 債權者 | 何某殿 | 債務者 | 何某印 | 保証人 | 何某印 |

先づ以上の如き形式を有する証書であれば、極めて結構であるが、舊思想の田舎などでは、かうしたものを歓迎しない者があつて、容易にこれに連署しない場合があるから、其の場合には止を得んから、以上の要件を具備したもので、舊來の候文で作成すれば宜ろしい。

所で少し注意して置きたいのは、利息のことである。元來利息は債權者と債務者の間に於て、自由に其の高を定めるべきもので、仮令年二割以上の利息をとらうが、勝手であるが、法律は貧者に味方をして、元金百圓までは年二割以上の利息はとれないことになつて居るのである。最も裁判外に於ては、二割とらうと三割とらうと勝手であるが、裁判所へ出ると、二割までに制限されて了ふのである。結局、裁判所へ出ると、二割以上の利息が無効になると云ふことになるのである。だから若し遲滞した場合に、貳割以上の利息をとらうとすれば、損害賠償として置けば宜ろしいこととなるのである。

此度は抵當権を設定した場合に於ける証文の書き方であるが、此の場合は、「右は保証人約諾ノ上連署シ」云々と云ふ所から替へて行けば宜ろしいのである。

右ハ保証人約諾ノ上連署シ左記記載ノ物件ニ對シ抵當ヲ設定シ、債務者ト共ニ其ノ履行ノ責ニ任ス

| | | | |
|-----|-----------|-----------|----|
| 住所 | 債務者 | 何市何町何番地何職 | 某印 |
| 住所 | 何 | 何市何町何番地何職 | 某印 |
| 住所 | 保証人 | 何 | 某印 |
| 住所 | 何市何町何番地何職 | 何 | 某印 |
| 住所 | 抵當物所有者 | 何 | 某印 |
| 債務者 | 何市何町何番地 | 何 | 某殿 |

年 月 日

右抵當物件

何市何町何番地所在
瓦葺家屋平家一株、此坪數何坪何合何尺

先づ大体此慶形式で宜ろしい。これで充分証據物件として、如何なる場合にも效力を生ずる。が、しかし、時效にかゝると、如何に立派な証書でも、それは反古に等しいものになつて了ふから、其の上は特に注意して居なければならぬ。次は契約証書の書き方であるが、前にも云つた通り、公の秩序とか、善良の風俗に反しない限りは、什麼契約をも爲すことが出来るのである。公の秩序に反する場合と云ふのは、例へば人を傷害したら、金一万圓を與へると云ふやうな反社會的な契約を爲す場合で、善良の風俗に反する場合と云ふのは、例へば公衆の眼前に於て、甲女と接吻した時は、金百圓を與へると云ふが如きである。

結局、かうした行爲は、善良な社會を害することになるから、従つて其の契約を爲すことを許さないのである。けれども、其の他の行爲であれば、仮令如何なることでも契約自由の原則に基づいて、これを爲すことが出来るのである。で、茲に其の形式を一々擧げることが、固より出来ないことであるから、省略して置くが、別に六ヶ敷いものでもなければ、又面倒なものでもない。そして、一定の定まつた形式があると云ふ理由でないから、什麼文章でも關はないのである。

が、しかし、簡にして要を得ると云ふことは、總ての場合に共通したことで、而かも、後日の証據物件たる証書の如きは、其の最も甚だしいもので、詰らないことをクドクしく書き立てることは、却つて其の証書の效力を毀損するやうな場合がないとも限らないから、出来る限り明瞭に、簡にして要を得るやうにすることが、最も大事なことである。

印紙

契約書

拙者、貴殿ニ對シ左ノ契約ヲ締結ス

一、何々

一、何々

右契約書仍而如件

年月日

何市何町何番地何職

何 某印

何市何町何番地

何 某 殿

先づかうした形式に書けば、簡單に、而かも、明瞭に納まる理由である。そして、互に義務を負ふ場合は、同じ文面を有する契約書を取り替して置くことである。

それから契約書に貼布すべき印紙は、金額の多少に拘らず、三錢の收入印紙を貼布すべきものである。借用証書に貼布すべき印紙は、金額に比例して貼付すべきものであるが、契約書にはそうしたことがない。其の代り三錢だけは、常に貼付しなければならぬ。

三、催促の仕方と催告状の書方

債權に對する催促の仕方の巧拙が、證人の成功不成功に至大の關係を有する。とは、實際に徴して見るも明かな事實である。だから商人たるべき者は、かうし

た点にも充分な研究を重ねて居かなければならない。世の中には、債権を有すると云ふ一事を以て、随分法にないことをして居る人がある。相手が法律の素養がない爲めに、其の不法な行爲にも権利を主張せず泣き寝入りをして丁ふので、別に問題にもならないが、それでも往々此の種の犯罪が新聞などに報導されて居る。

全く債権を有するも爲めに人を脅迫したり、暴行したり器物を毀損したりして居る事實を能く見るのである。此の場合に於て、相手が少しでも法律的の知識があり、権利の何んたるを理へて居る人であつたなら、債権者は頭のおがらぬ悲惨な目に遭はなければならぬのである。さうだ、債権者所が赤い着物を着なければならぬ浮目を見なければならぬのである。

云ふまでもなく金は大切なものである。力でもあり、寶でもあるが、しかし、人間の生命、身体、名譽、自由と云ふやうなものに比べると、金の方が大切であ

商賣の仕方

ると云ふことは出来ない。少くとも法律上に於ては第二位のものである。

だからそれ等をはき違へて権利を主張すると、それは最早権利でなくて犯罪となるのである。能く誰でも遣ることだが、何んと云つても金を返へさないので、腹立し紛れに債務者の所へ行つて、それ相當なものを持ち歸つたり、又は脅迫したり、乃至は癩に觸つた爲めに、債務者の秘密を他人に知らせたり、色々なことをするものである。

しかし、これ等は固より正當な行爲ではない。總てが犯罪行爲である。最も金を返へさないと云ふことは悪いことには違いない。だがしかし、金を返へさないから暴行しても宜いと云ふ法律はない。人の名譽を毀損して宜いと云ふ法もない又、人を脅かす権利も持たないで、あるから、権利のない所の行爲は、とりも直さず犯罪と云ふことになるのである。

で、その道理を間違へないやうにしなければならぬ。債権を履行させる途は

立派に他に存して居るのである。然らば金を返へさないで貴様の家を差押るぞと脅迫することは犯罪かと云ふに、無論犯罪でない。正當の權利に基いて、執行を爲すのであるから、立派な權利の行使である。けれども、商人として人氣を集めなければならぬ人が、常に此處ことを云つて人に悪い感情を與へる様では不可ない。そうしたことをして居ると遂には人氣がなくなる。

別に正當な權利に基づいた行使を爲すに何んの差支へもない筈であるが、そうしたことは最後の問題で、頭から此處ことを云つて人に悪感情を懷かせる必要は毫もない。今少し適當な方法を講じなければならぬ。

云ひ換ふれば、温和い所で示談でとることが、商人の所謂、巧妙な懸引なのである。全く巧妙な懸引を有する商人は實に催促の仕方が巧みである。それでなければ商人は成功しない。一々四角張つて裁判ざたをする必要がない。

別に裁判をすることが悪いと云ふのではないが、其處ことをしなくとも、圓滿

に相手方の感情も害せず温和い所で取することは、所謂無手勝流で、幾らでも奥の手はあるが、それを出さない所に無限の力が存して居るのである。

それなのに頭から金を返へさなければ、貴様の家を差押へるぞとか、腹立し紛れに物を毀したりすることは最も劣等な外交である。

そこでどうすれば相手をチャームして圓滿に返へさせることが出来るかと云ふに、それは勿論、一般的に論断することは固より出来ないことではあるが、要するに相手方の危所を捉えることである。そして、其の危所を捉ねたなら、其の弱点に向つて突進すべきものである。

人の危所の何んたることは現に述べてあるから再現しないが、兎に角、相手の感情に適した方面から、そろ／＼話を持ち出すとか、又は他に物質上の利益を與へるやうなことを云つて胡魔化して行くことである。

そして、相手方が情的な人間であれば決して強いことを云つてはならない。何

所までも情に訴へて、却つて同情させるやうに持ちかけなければならぬ。それが情的の人間の急所であるから、其の弱点を捉へたなら、飽くまでも情に訴へ、厭と云はせないまでに同情を惹起させることである。

最も世の中には我が儘勝手な人間があつて、挺でも棒でも動かぬ實に始末の悪い者が往々にしてある。かうした人間に向つて、同情に訴へて見た所で、それは石佛に説法——馬の耳の吹き流しで何ん等の效も奏しない。で、此の種の人間に對しては止むを得ないから、正當の手續をとるより他に途がない。

そこで正當の手續に出する前に、一つの手續きを踏んで置く必要がある。それは確定日附のある催告状を出して置くことなのである。そして、其の書き方に付いては別に確たる方式がある理由ではないが、一行二十字詰に十行と云つたやうな制限はある。けれども文面に付いては別に制限を加へない。

催告状

何市何町何番地 何職
 催告人 何 某
 何市何町何番地 何職
 被催告人 何 某

右催告人ハ大正何年何月何日被催告人ニ對シ
 金何圓也ヲ利息年何割何分ノ定メニテ 大正
 何年何月何日返済スベキ約束ニテ貸附ケタリ
 然ルニ被催告人ハ返済期日ニ至ルモ元金ハ勿
 論、利息マデ支拂ス、依テ來ル何月何日マデ
 ニ右履行セサル時ハ止ムヲ得ス正式ノ手續キ
 ヲ致スベク右催告ス。

何年何月何日

| | |
|---------|---------|
| 何市何町何番地 | 何市何町何番地 |
| 發信人 | 何 某 |
| 受信人 | 何 某 |

催告状の形式は以上の如きものである。最も此様にキビくしたことを書くことが嫌いな人は、もつと温和しく書いても差支へはない。が、形式はかう云ふやうに書くべきものである。

それから同じ内容を有するものを三通作成して附近の郵便局へ提出し、認証を求めらるのである。そして、其の一通を相手方に發送し、今一通を本人が保存し、残る一通を郵便局に保管して置くのである。

兎に角、かうした催告状を發して置くことは、一方に於て催促の目的を達し、他の一方に於て後日の証據となり、又時效の中止となるのであるから、大いに其

の効果を奏することになるのである。

二、賣掛代金の取立方

上段に述べた通り、債權の取立方が既に示談を希望するのであるから、況んや商人が商行爲に固つて生じた賣掛代金の取立は出来る丈け圓滿に、出来る丈け平和に、笑つて取立てなければならぬのである。それには色々な方法もあるであらうが、兎に角、相手方を巧妙に釣り込んで、厭と云はせない方法に出でなければならぬ。

が、しかし、人に固つて却々釣り込まれたり、同情したりするやうなことをしない、所謂、箸にも棒にもかゝらない始末の悪い人間がある場合には最早手の附けやうがないから、最後の手段として、正式の手續きを爲すべきものである。

所で其の正式の手續きをとる前に、それ相當の催告狀を發して置くことである
 それは前にも言つた通り確定日附のある証書を以て爲すべきものである。其の確
 定日附の証書と云ふのは、上段の催告狀に該當するのである。即ち其の書式の大
 要を擧げると、左の如きものである。

催 告 狀

何市何町何番地何職

催 告 人 何 某

何市何町何番地何職

被 催 告 人 何 某

右催告人ハ大正何年何月何日被催告人ニ對シ何々反
 物何百何十何反ヲ賣却シタリ、而シテ催告人ハ該契
 約ニ基イテ右反物何百何十何反ヲ引渡セリ、然ル所

被催告人ハ右代金何千何百何十圓也ノ支拂ヲ爲サス
 仍テ催告人ハ被催告人ニ對シ來ル何月何日マデニ右
 代金ノ支拂ヲ請求ス、若シ該期日マデニ右代金ノ支
 拂ヒナキ時ハソレ相當ノ手續キヲ致スベク右催告ス
 大正何年何月何日

何市何町何番地

發 信 人 何 某 印

何市何町何番地

受 信 人 何 某

これは賣掛代金に對する催告狀の形式であるが、餘りにゴツ／＼して、面白く
 ないと云ふ人も多分あるであらうと思ふから、今一つ優しい文意で、其の例を舉
 げて見やう。

だがしかし、催告状を發達する以上は、何所までも戦ふだけの氣力がある場合でなければならぬ。最もこれに驚いて履行をすれば、それ以上のことはならず、先づ今日の世の中にあつては、催告状に驚いて、取る物も取り敢ず履行を爲すが如き人も少からうと思ふ。

イヤ、前にも云つた通り、箸にも棒にもかゝらないと云ふ始末の悪い人間に對して爲すのであるから、先づ其處ことはないと思つて宜ろしい。

であるから、飽までも戦ふ氣で發することが肝要である。催告状だけは出すことは出したが、裁判を爲すことは厭だと云ふのでは、却つて相手方の感情を害したに過ぎないやうな結果になる場合があるから、履行がない時は、如何なることがあつても、先方から示談を申入れるまで戦はねばならないのである。

そこで相手方が驚かない、そして、感情を害しない優しい文意の催告状の形式は、次の如きである。

催 告 状

大正何年何月何日賣買契約締結ニ基ツキ貴殿ニ對シ
 精米百何十石ヲ引渡シタルニ其ノ貴殿ニハ右代金何
 千何百何十圓也ノ支拂無之爲メ拙者ニ於テモ商業上
 支障ヲ來タシ大ニ當惑致シ居リ候ニ付キ何卒來ル何
 月何日マデニ右金額全部拙者宅マデ御持參被下度若
 シ該期日ニ御持參ナキ時ハ止ムヲ得ス正式ノ手續キ
 可致、爲念申添へ候
 右催告状仍而如件

大正何年何月何日

右

何

某印

何 某 殿

| | | |
|-----------|---|---|
| 何市何町何番地何職 | 何 | 某 |
| 發信人 | 何 | 某 |
| 何市何町何番地何職 | 何 | 某 |
| 受信人 | 何 | 某 |

最も催告状の書き方は、普通の手紙文のやうに書いても、又言文一致体に書いても、結局、一定の行数と字結とを遵守して居れば、それで充分なのである。だからごくごくしく例を擧げて説明する程のこともない。只だ要件さへ充分に書き入れて置けばそれで宜ろしいのである。

次は催告状を發しても尙且つ支拂ひを爲さない人に對して、どうするかと云ふことであるが、これは時と場合とに固つて、大いに考へなければならぬのである。云ひ換ふれば、相手方の人格なり、時なりを能く考へた上で、支拂命令を發

して、それで事足る場合もあれば、又其麼迂遠なことをして居た日には、相手が悪辣で、自己の物を巧みに他人名前にして、知らぬ顔の半兵衛を極め込んで居ると云ふ實に、腹立しい場合がある。最も差押へを免れる爲めに、物品を他人名前にしたとか、又は陰匿したと云ふ事實が、立證されれば、刑事上の問題になるが却々悪辣な奴になると、尻尾を出さないものである。へまなことをして刑事問題を持ち出すと、却つて誣告罪で逆ねちを喰はされるのである。だから証據があがらない以上は、滅多なことは出来ない。——と云つて、差押へ物がなければ、喧嘩にもならない。結局、一物も得ずして、而かも、指を噛んで退き下がらざるを得なくなるのである。

それは何んとしても、忍び得られない悲惨事である。そして又それは餘りに男氣ない遣り方である。相手の爲めに、まんまと、欺まされて了つたのである。だから此麼馬鹿々々しい目に遷はないやうに、豫め心の準備を備へ、それ相當の

救済方法をとるべきものである。——と云ふのは、そうした悪辣な人間に對しては、それに相當した手続きが存して居るのである。即ち暴に對する場合は、暴を以てするやうに、法律も亦、それ相應な救済手段を許して居る。けれども、それは暴を以て、酬るのではない。只だそう云ふことの出来ないやうに、豫め前以て、債務者の所有物を仮に差押へることを許して居るのである。これを法律上仮差押と云つて居るのである。が、しかし、此の手續きは、保証金の供託も必要であるし、又手續きが少し込み入つて居るので、純然たる素人には少し解り兼ねるから、かう云ふ場合は、専門家の辯護士に委任されるのが宜ろしい。

所が支拂命令となる時、これは至つて平易いもので、少し事の解つた人であれば、誰でも速ぐこれを申請することが出来るし、又非常に必要の廣いものであるから、文化生活を爲しつゝある吾々にとつて、これ位なことは、是非とも心得て

置かねばならぬ。

況んや、取引の激しい商人に於て、支拂命令書一つ書けないやうでは、到底今後發達せる社會に處して、恐ろしい生存競争に打ち勝つことは出来るものでない。少くともこれ位なことを理へて居ると云ふのは、法治國の臣民として、耻ぢ入れねばならないのである。イヤ、單に耻ぢとなる許りでなく、それは自家保存の理法に反することであるから、是非にも知つて置かねばならぬ。仮令それを實行しないまでも、知る丈は知つて置かないと、遂には人から欺されるやうなことになる。

で、其の方式を先づ一つ照會して置くことにする。そして、それに貼付すべき印紙の額、それ等を経て書くことにする。が、しかし、これは催告状と異つて、不完全ながらも定まつた方式が存して居るのであるから、其の方式に、従はねばならぬ。

支拂命令申請書

何市何町何番地何職
申請人 何 某

何市何町何番地何職
被申請人 何 某

右申請人ハ被申請人ニ對シ大正何年何月何日何々反
物何十何反ヲ金何百何十圓也ニテ賣却スベク契約ヲ
締結セリ、而シテ申請人ハ其ノ契約ニ基ツキ右反物
何十何反ノ引渡ヲ了セリ、然ル所被申請人ハ右反物
ニ對スル代金何百何十圓也ノ支拂ヒヲ爲サ、ルニ因
リ申請人ハ其ノ履行ヲ求ムル爲メニ再三催告ヲ爲ス
モ被申請人ハ言ヲ左右ニ托シテ支拂ヲ爲サス、仍テ
申請人ハ止ムヲ得ス茲ニ支拂命令ノ申請ヲ提起シタ

ルモノナレバ何卒支拂御命令相成度此段申請候也

大正何年何月何日

申請人 右 何 某印

何々區裁判所判事何某殿

證據方法

- 一、受取書 一通
- 一、催告狀 一通

最も申請の理由は、こう書いても宜ろしい。そして又訴狀のやうに、目的、原

因、一定の申立と區別して書いても差支へはない。
 そこで支拂命令申請書には幾らの印紙を貼布すれば宜ろしいかと云ふに、普通
 訴狀の半額を貼付すれば宜ろしいのである。そして、普通訴狀に貼付すべき印紙
 は、民事訴訟用印紙法第二條の規定に依り、左の如く訴訟物の價額に應じて貼用
 すべきものである。

| | | |
|----------------|-----|-----|
| 訴訟物の價額が金五圓までは、 | 二十五 | 錢 |
| 全 金十圓までは、 | 四 | 十 |
| 全 金二十圓までは、 | 八 | 十 |
| 全 金五十圓までは、 | 一 | 圓八十 |
| 全 金七十五圓までは、 | 二 | 圓五十 |
| 全 金百圓までは、 | 三 | 圓五十 |
| 全 金二百五十圓までは、 | 七 | 圓 |

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| 全 金五百圓までは、 | 十 | 二 | 圓 |
| 全 金七百五十圓までは、 | 十 | 五 | 圓 |
| 全 金千圓までは、 | 十 | 八 | 圓 |
| 全 金二千五百圓までは、 | 二 | 十 | 五 |
| 全 金五千圓までは、 | 三 | 十 | 圓 |

要するに支拂命令書に貼用する印紙は、以上の半額を用ひれば宜ろしいのであ
 る。だから仮に千圓の價額に對する支拂命令であれば、普通訴狀の半額九圓を貼
 用すれば、それにて事足る理由である。
 兎に角かうして支拂命令の申請を裁判所へ提出すると、裁判所では、それを被
 申請人即ち債務者に發送するのである。そして、其の送達は執達吏又は郵便に因
 るのである。

何れにしても、送達されてから、十四日の期間内に、債務者が異議の申立もせず、又は示談もせずに放任して置くときは、債権者は更に裁判所に向つて、執行文の附與を求め、それに因つて執行すべく、執達吏に委任するのである。執行を委任せられた執達吏は、執行文に基づいて、債務者の財産を差押へるのである。差押へてから更に十四日の期間を待遇すると、競賣法に基づいて、差押へた物件を競賣し、債権の辨済に其の代金を充つることが出来るのである。所が支拂命令を裁判所が送達してから、十四日の期間内に、債務者が異議の申立を爲すも、此度はそれが裁判になるのである。裁判になつた所で、別に驚くことではない。裁判の期間に出頭して、賣掛代金であることを主張し、そして、其の代金の支拂を受けないことを申立てれば、それで勝訴となるのである。だから少し慣れて来ると、此處ことは何んでもないことである。諸君が區役所へ行つて、色々な届出を爲すのと同じことで、そこには、少しの異りもないのである。

る。で、なるべく自分で、支拂命令位は申請が出来る習慣をつけて置くことである。

モ、人の債務を保証した場合の心得

人の債務を保証して、迷惑するのは、獨り商人にのみ限らないが、殊に商人は取引關係が多いので、勢ひ多くの迷惑を惹起することになるのである。であるから、これ等に關して、豫め心の武装を固めて置かねばならないのである。云ふまでもなく保証は、主たる債務を保証するもので、主たる債務者が、債務の履行をしない場合に、保証人が債務者に代つて其の履行を爲すべきものであるけれども我が民法では、保証債務を以て、獨立の債務として居るので、債権者は主たる債務者に履行の請求を爲すと同時に、保証人に對しても、履行の請求を爲

することが出来るのである。そして、又主たる債務者に關係なく、保証人にのみ請求することも出来るのである。

即ち保証債務は、元來主たる債務に從たるものではあるが、法律は主たる債權を確保する爲めに、保証人に對する請求を有效として居るのである。だから債權者が、主たる債務者に先き立つて、保証人に履行の請求を爲すも決して、不當と云ふことは出来ないものである。それだから、其の場合に保証人が、法律と與へられた權利を主張しないと、其の履行は有效として、強制執行を爲さるゝことになるのである。で、苟しくも人の債務を保証した場合には、法律上の權利を主張するだけの心の準備を備へて置かねばならぬ。

それは催告の利益と、檢索の利益と分別の利益とである。即ち催告の利益と云ふのは、債權者が債務者に先つて、保証人に履行の請求を爲した場合に於て、保証人が債權者に對し、先づ主たる債務者に催告して呉れと云ふ拒辯なのである。

商賣の仕方

前にも云つた通り、保証債務は獨立の債務ではあるが、主たる債務に從屬して存在するものであつて、而かも、從たる性質を有するものであるから、債務者が債務の履行を爲さない場合に於て、其の履行の責に任すべきものである。だから保証人に對し、催告の利益を與へ、先づ主たる債務者が、履行の責に任じ、而かも主たる債務者が、履行し得る場合に、これに代つて履行の責に任すべきものとしたのである。

所が債權者に於て、主たる債務者には、既に履行の請求を爲したことの立証を爲した時は、最早保証人は、催告の利益を有しないから、直ちに其の履行の責に任じなければならぬことになる。で、法律は此の場合にも亦、保証人を保護する爲めに、檢索の利益を與へて居る。即ち檢索の利益と云ふのは、保証人の要求に固つて、主たる債務者に對し履行の請求をなしたと云ふ立証を債權者が爲した後に於て、而かも、保証人が債權者に對し、主たる債務者に辨濟の資力があつ

て、尙嘗つ其の執行が容易に出来ることを証明して、自己の執行を拒むことである。

此の場合に於ては、債権者は先づ主たる債務者の財産に付いて、其の執行を爲さなければならぬのである。そして、其の執行を爲した上に於て、尙且つ不足なる場合に於ては、保証人の財産に對しても執行が出来るのである。

處が若し債権者に於て、保証人が右の請求を爲したにも抱らず、不注意に依つて、債務者の財産に付いて、履行を爲さなかつた爲め、取り損つた時は、保証人は其の取ることが出来た部分に付いては、責任を負はなくとも宜いのである。例へば千圓の債務を保証して居る時に、債権者が保証人に對し、其の執行を爲さんとするので、保証人が主たる債務者に、辯済の資力が有り、而かも、其の執行が容易であることを証明したのに拘らず、債権者が其の履行を爲さなかつた爲めに債務者は遂に破産の宣告を受けたので、百圓の配當しかなかつた。すれば、結局

保証人は、其の責任を免れるのである。

かうしたことは、別に大した問題でもないやうに思はれるが、其の實千圓の債務を免れると否この問題であるから、決して詰らない問題ではない。最も債権者が、受くべかりし限度と云ふのであるから、催告の利益なり、又は檢索の利益なりを主張した時に、全部の辨済を受けることは出来なかつたが、千圓の債務の中八百圓だけは、確かに債権者が直ちに執行すれば、取れたと云ふ場合は、殘金の二百圓に付いては、保証人に責任が存して居るのである。

兎に角、かふ云ふことは、豫め知つて置かないと、當然權利の有ることをミス／＼失くして了はなければならぬことになるのである。

次は分別の利益である。これは主なる債務者との關係でなくて、保証人相互に於て生ずる問題である。

例へば一つの債務に付いて、保証人が數人ある場合に、債権者は連帶債務の原

則に依り、其の數人の保証人に對し、同時に、又は順次に、若くば其の中の一人のみに履行の請求を爲すことが出来るのである。それは明文を以て規定はして居ないが、性質上出來得るのである。だから此の場合に、履行の請求を受けた保証人は、分別の利益を有するが爲めに、自己の負担部分以外のものに付いては、其の履行を拒むことが出来るのである。

處が主たる債務者の商行為に固つて、生じた保証債務とか、又は保証債務が商行為である時は、如何に保証人と雖も各自が連帶して其の責に任じなければならぬのである。云ひ換ふれば、商人間の保証で、其の債務自体が商行為に固つて生じた場合とか、保証人に立つたことが、商行為であつたと云ふ場合は、如何に保証人と雖も、主たる債務者と連帶して其の責に任じなければならぬのである。兎に角、かうしたことは、他人の債務を保証した者に於て、必ず知得して置かねばならないことである。でないと飛んでもない損害を蒙る場合が生ずるのである。

る。

六、時効に付いて注意せよ

商人として、法律上のことに付き、注意して居なければならぬ点は、實に少くないが其の中でも時効に付いては、特に留意して居なければ、あつたら權利をムザ／＼と失つて了ふのである。

即ち時効と云ふのは、時の経過に固つて、或權利を取得し、又はこれを消滅する効果を生ずることなのである。最も權利を取得する場合は、權利者に於て、實際に左程打撃を受けないが、消滅時効にかゝると、既存の權利が其の一事に固つて、理由もなく消滅して了ふのであるから、其の受くる處の打撃は、決して少ないのである。

だから権利を有する人は、かゝる悲惨は、殘酷な囚に遭遇しないやうに、豫め消滅時効が、どんなものであるか、其の進行しつゝある時効をどうすれば、中斷することが出来るか、これ位なことは、どうしても知つて置かなければならぬをして、それは決して、六ヶ敷いこともなし、又面倒なことでもないのである。で、私は日常最も多く起る處の消滅時効を説へ、それから其の進行しつゝある時効をどうすれば、中斷し得るかを少しく述べて、諸士の參考に供しやうと思ふのである。

前にも一言した通り、消滅時効と云ふのは、時の経過に因つて生ずるもので、而かも、其の進行の起算点は、権利者が権利を行使し得る時より進行を始むるものである。これを平らたく解り易く云へば、甲が乙に對して債權を有する場合に而かも、其の債權が辨濟期に到來したとすれば、其の時より時効は進行するのである。

商賣の仕方

即ち債權者甲が乙債務者に對して、履行の請求を爲し得る時より時効が進行を開始するのである。だから其の時から計算して、普通の債權であるならば、十年間履行の請求をしない時は、所謂消滅時効に因つて、其の債權は消滅して了うのである。

處がこれが商行爲に因つて生じた債權であると、僅か五年の間に消滅して了ふのである。一体商行爲と云ふのは、どんなものかと云ふに、其の意義が甚だ面倒で、一言にして而かも、解り易く云ふことが出来ないものであるが、しかし商人の行爲即ち商人が物を賣つたり買つたりすることが、商行爲であると記憶して置けば宜ろしい。だから商人の甲が、乙の商人に對し、物を賣ることは、商行爲に違いない。従つてそれより生じた債權は、とりも直さず商行爲に因つて生じた債權であるから、五年間にて消滅すべきものである。

然るに手形に對する債權は、これよりも一層短期である。即ち爲替手形の引受

人、又は、約束手形の振出人に對する債權は、此期日より三年間経過するに因つて消滅するのである。尙裏書人に對する償還の請求とか、其の前者に對する場合、支拂拒絶証書作成の日から一年を経過すると、同じく時効に因つて消滅するのである。

それからまだ必要なもので、短い時効期間のものがある。それは物を生産する者が、其の製産を賣却した代金とか、卸商人が小賣商人に賣却した商品とか、又は小賣商人が一般人に賣却した商品の代價とかは、二年間経過すると時効に因つて消滅するのである。これは商人として、物を生産する所謂事業家として、大いに知つて置かねばならないことである。随分世の中には、間違つた考へを持つて居る人がある。即ちかうした債權でも、矢張り十年間は大丈夫だと思つて居る人があるのである。だからそう云ふ誤解のないやうに、注意して時効にかゝらないやうにしなければならぬ。

次は今一層短かい時効期間である。即ち月又はこれより短かい時期を定めて、雇つた雇人の給料とか、又は労働者の賃金とか、若くは藝人の賃金とか、又は運送賃の如き——若くは旅店、料理店、貸席、又は娛樂場に因つて生じた債權即ち宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、立替金等は一年間に因つて消滅するのである。そして又動産も一年間の時効である。

先づ大体必要なものはこれ位である。所で進行しつゝある時効をどうすれば中斷することが出来るかと云ふに、それは次の三つの場合である。其の一つは履行の請求である。即ち絶えず請求さへして居れば、時効に因つて消滅するやうなことはないのである。けれども、幾ら請求して居ても、それが立證がて來なければ矢張り時効は進行するのである。

だから其の請求は、確定日附のある証書を以て証明するやうにしなければならぬ。單に口頭で請求しただけでは、後日の証據が残らないから、それに因つて時

効は中斷しないのである。——言つて催告状を發して置けば、それで時効は完全、中斷したかと言ふに決して、そうでない催告状を發してから、六ヶ月の間に更に裁判上の請求、即ち支拂命令を發するとか、和解の爲めの呼出を爲すとかしなければ、進行しつゝある時効は完全に中斷されないものである。しかし、六ヶ月の間は完全に時効は停止して居るから、其の間は時効に因つて消滅すると言ふことはない。

其の二は其押を爲すに因つて、時効は完全に中斷されるのである。假差押又假處分も同じである。

其の三は債務者の承認である。元來時効と言ふものは、債務者の爲めに設けたものでもなければ、無論、債権者の爲めに設けたものでもない。便宜に基づいたものであるから、裁判所と雖も當事者が、これを採用しない以上は、それを強ゆることは出来ないのである。例へば時効にかゝつて居る債権に付いて、債務者が

これを認め、辨濟する旨の申立を爲す以上は、裁判官と雖も時効にかゝつて居るから支拂はなくとも宜いとは言はれないのである。だから假令時効にかゝつて居る債権と雖も、債務者が時効を採用せずして、辨濟する旨の申立を爲した場合は、固よりそれは有効で、完全に時効の中斷を爲すのである。

であるから少し法律に通じて居る人は、時効にかゝつて居ることを知りながら態と催告状を出して、履行の請求を爲す人がある。此の場合に法律知識のない債務者があると、速ぐそれに對する返事を出す。持つて呉れとか、又は何月何日に支拂ふとか言ふ。そうすると、一旦消滅して居た債権が、其の一事に因つて、復活して元の債務者となつて了ふのである。何んと言ふ馬鹿々々しい話であらう。そして其の承認した日から、新たに時効が進行し初めるのであるから、普通の債権であると、又十年間義務を負ふことになのである。

何れにしても、幾ら返済期から、十年経とうが、又二十年経とうが、それに對して多少なりとも、利息を入れたとか、乃至は「待つて呉れ」とか言ふ文意の手紙でも出してある時は、決して時効にかゝると言ふことはないのである。

——さうだ、其の手紙に因つて、完全に時効が中断されたので、其の手紙を出した日から、新たに又時効が進行し初めるのであるから、普通の債権であれば、十年間経過しないと、元のやうに義務を免れることが出来ないのである。

二、商法に付いての心得

商法に付いて商人が心得て置かねばならないことは、頗る多いのであるが、これ等を残らず説明することは、到底出来ないものである。で、其中で時に必要な点のみを少しく述べることにする。

先ず第一に心得て置かねばならないことは、契約の申込と承諾に關することである。即ち契約の申込とは、例へば物品を買ふとか、又は賣るとかと言ふ申入れなのである。が、此の申入れには、對話者間の場合と、然らざる場合とがある。例へば甲が乙の面前に於て、何々の物を賣るが、君買つて呉れないかと言ふ場合と、手紙で其の由を申入れる場合とがある。所が前者の場合、即ち相手方の面前で賣却の意志を表示したが、相手方がそれに答へば黙つて居るとすれば、我が商法では其の申入れは直ちに效力を失ふものとして居るのである。然らば相手方の面前でなく、手紙で其の申入れを爲した場合、どうかと言ふに、承諾期間を定めて申入れた場合には、無論、其の期間内は效力が存して居るのである。けれども、承諾期間を定めなかつた場合は、假令速く返事がなかつたとしても、其の承諾を受けるに相當の期間内は、矢張り效力が存して居るのである。が、しかし、承諾を受くるに相當の期間を経過しても尙且つ通知をして來ない

場合は、其の申入れは效力を生ずるのである。だから東京の商人が、大阪の商人に對し、米百俵を何千圓で賣ることを申込んだが、一週間経つても二週間経つても、大阪の商人が返事をしないかつたとすれば其の申込は效力を失ふのである。だから其の後になつて、承諾の意思を表示しても、契約は成立しないのである。然るに平常取引を爲して居る商人間であつて、而かも、其の取引を爲して居る物品に付いて申込を受けた場合は、速く買ふとか買はないとかと言ふ通知を爲さなければならぬのである。此の時に若し其の通知を忘ると、其の申込を承諾したものと看做されて了ふのである。例へば東京の商人が、大阪の商人に對し、米百俵を何千何百圓で買つて呉れと申込んで來た場合に其の東京の商人と、大阪の商人とが、何時も米の取引をして居るものであつたなら、其の申込を受けると、速くそれに對して買ふとか、又は買はないとかの返事を出さなければならぬのである。若し此の返事を出さずに放任して置くと、其の申込みを大阪の商人が承

諾したことになるのである。だから其の後になつて、「イヤ、あれは買ふ決心でなかつた」と言つて見た所でそれは、法律に叛することであるから、敗けなければならぬのである。

それから今一つは、買ふとも言はないのに、平常取引をして居ると言ふので、東京の商人が「米百俵を賣りたいから買つて呉れろ」と言つて百俵の米を送つて來た場合に、大阪の商人は、其の物は注文しないから、知らないと言つて放つちやつて置く理由に行かない。申込者の費用で其の物を保管して置かなければならぬのである。最も保管の費用が、其の物の價格以上を要する時は、放つちやつて了つても差支はないのである。

此れは何んでもないことの方だが、これに叛すると、飛んでもないことになるから知つて置く必要がある。

次は代理人のことである。即ち、商行為を目的とする代理人の行為は、其の行

爲が本人の爲めであることを示さない時でも、本人の爲めに爲したものととして、其の効力が本人に及ぶのである。

例へば米屋の番頭が、或商人から米を百俵買ったとすれば、其の米は主人の爲めに買ったものとなり、其の効力が主人に及ぶのである。假令番頭自身は、自分の爲めに買った決心でも、其のことを告げなかつた以上は、主人の爲めに爲したものと看做され、其の効力が主人に及ぼされるのである。最も相手方が、主人の爲めにすることを知らない場合は、主人に對しても亦代理人たる番頭に對しても其の履行の請求を爲すことが出来るのである。例へば甲の代理人乙が、丙店に行つて米百俵を買ふことを約したとするに、丙は乙が甲の代理人であることを知らなかつた場合は、假令其の米百俵が、甲の所有に歸する場合でも、丙は代理人の乙に對しても、履行の請求を爲すことが出来るのである。

そして又、商行爲を爲すべく委任せられた代理人は、本人が死亡しても亦且つ

其の代理權は、それが爲めに當然消滅しないのである。民法上に於ては、本人が死亡した時は、當然其の代理權は消滅するのであるが、商法上に於ては、本人が死亡しても當然其の代理權は消滅すべきものでないのである。

それは言ふまでもなく、商事に關することは、總て敏活を要し、且つ信用を重じなければならぬので本人が死亡したからと言つて、代理人が其の權限内に於て爲したことを總て無効にすると言ふことは、取引上甚だ面白くないことであるから、實際の便宜と實用とを考へて、殊に商行爲の代理人は、假令本人が死亡しても、其の代理權がある以上は、當然消滅すべきものでないとなしたのである。であるから、本人が死亡してからも、尙且つ其の相續人が、委任の解除を爲さない以上は、矢張り相續人と代理人として、有效なのである。

それから民法上に於ける消費貸借(例へば貸金の如き)にあつては、當事者間に特別の契約がない以上は、利息を要求することが出来ないのであるが、商人間

にあつては、假令利息のことに付いて、何等の契約を爲さない場合でも、貸主は法定の利息を請求することが出来るのである。そして又、營業の範圍内に於て金銭の立替へを爲した場合にあつては、其の立替へた日から起算して、當然法定の利息を請求することが出来るのである。

假令それ等に付いて、何等の契約がない場合でも、法定利息だけは當然取る権利があるのである。そして、其の法定利率と云ふのは、年六分である。民事に付いては、年五分であるが、商事に付いては、特に金銭の需要が甚だしい爲めに、年六歩としたのである。

先づ普通の商人としては、これ位なことを知つて居れば、それで澤山である。最もこれ以外に於ても、心得て置かねばならない点は、ないでもないが、それは枝葉の問題であるから、説明を省略する。尙商人間の賣買のことに付いては、別に一項を設けて説述することにする。

三、商人間の賣買に付いての心得

前にも屢々云つた通り、商人の生命は懸引であつて、而かも、其の懸引は、多くの場合嘘なのであるが、しかし、其の嘘を眞實らしく云ふ所に、巧妙な懸引が存して居るのである。

何れにするも、法律に抵觸するやうな嘘を云つたのでは、それは商道の懸引と云ふことは出来ない、如何に懸引が大切でも、法律に觸れるやうでは、主客を轉倒することになるのであるから、此の点は深く考量して居なければならぬ、所で法律の智識に欠けて居ると、遂には脱線して法律に抵觸するやうなことを遣るのであるだから、そうしたことの無いやうに、轉ばぬ前の杖をついて、世渡りをしなければならぬ。

世の中には随分、法律知識に欠けて居る爲めに、懸引だと思つて爲したことが

意外にも法律の禁ずる行為であつて、それが思ひも寄らぬ恐ろしい犯罪となつて憐れにも赤い着物を着なければならぬと云ふ、想像するさへも厭な、悲惨な、残酷な目に遭つて居る人が、案外にも少くないのである。

私はそうした人達を見る度に、聞く度に、どんなに深い憂愁を感じるか知れない、法治國の人民でありながらも、法の保護を受けることを忘れ、而かも、それに反して法に依つて、制裁を受けなければならぬと云ふ。其の悲惨事を思ふことに因つて、私は同情の涙に咽せばすには居られない。

法律は罪を憎んで、其の人を憎まずと云ふが、全く如何に心が善良でも、其の行為自体が法律に抵触する時は、矢張り犯罪人たるのである、云ひ換ふれば、罪を犯すの意思がない場合でも、既に其の行為を認識する以上は、そして其の行為を爲す以上は、矢張り罪人となるのである。——さうだ懸引の決心で爲したことが、偶々それが法律の禁ずる行為であるとすれば、矢張り反社會的の行為とし

て、法律に照し處罰されなければならないのである。最も我が刑法では、罪を犯すの意なき行為は、これを罰せずと規定はして居るが、法律を知らざるの故を以て、罪を犯す時は、矢張り罪人である。そして、罪を犯すの意思なき時と云ふのは、素人の方が考へるやうなものでない、我が刑法では、意思主義を採用しては居るものゝ、實際に於て、絶對に此の主義を貫徹することが出来ないから、或場合には罪を犯すの意思がない時でも矢張り犯罪として取扱ふ場合があるのである。そして又、故意の有無を定めるに、心理學上の意思に従はないで、觀念、即ち物の認識を以て、罪を犯すの意があつたか否かを定めるのである。だからこれを殺人罪に見る時、假令人を殺すの意思がなかつたとしても、人に向つて發砲して居ると云ふ認識があれば、それで立派に殺人罪が構成するのである。これを更に賣買契約に見るに、人を欺まして遣らうと云ふ意思がなくとも、其の物品が底物で用を達しないことを能く知つて居ながら、一年間使用が出来るとか、一年間保

險するとか、相手方をまんまと欺したとすれば、それは立派に詐欺罪が成立するのである。何んとなれば、其儘ことを云はなかつたなら、相手は欺されなかつたといふ原因結果の關係が、そこに存して居るからである。云ひ換ふれば、欺されなかつたなら、其麼用を達しない疵物を買はなかつたといふ關係の下に、犯罪が成立するのである。

であるから、懸引多い商人は、此の点に注意する所がないと、懸引であると思つて居る裡に、恐ろしい犯罪行為となつて居る場合が、随分ないとも限らないのである。否、實際に於て、大いにかうした犯罪が多いのである。

兎に角、銀瓶であることを知りながら、「これは金瓶です」と欺して賣り附けることは、無論、商道上の懸引でなく、法律上の犯罪である。無疵であると云つて、疵物を賣り附けることも、矢つ張り犯罪である。けれども、實際に於て便利でも何んでもない物を「これは至つて便利な物です」と云つて賣つた所で、それ

商 賣 の 仕 方

は別に犯罪にはならない。それから又、性質の悪い物を善い物だと云つて賣り附けた所で、これ又犯罪にはならない。結局、犯罪になるか否かの問題は、欺網しなければ、決して買はなかつたのに、欺網した爲めに買つたと云ふ關係の下に、犯罪が成立するのであるから、其の点さへ心得て居れば別に犯罪にはならない。従つて、此度此の品が軍用品になることが決定したから、纏てお買ひあげになる品ですですから、買つて置きなさい儲かるから」と全くの嘘を云つた所が、相手方がそれを信じて、「そんなのなら買つて置かう」と云つて欺されて買つたとすれば、無論、それは犯罪になるのである。けれども、軍用品になるかも知れないから買つて置きなさいと云つた場合は、固より犯罪になるべき筈がない。

要するに、僅かな所で、商道上の懸引となり、又は法律上の罪人となるのであるから、此の点を充分に理解して、豫め犯罪になるかならないかを考へた上で、總てのことをしないと、當初豫期もしない悲惨事を惹き起すことになるのである。

次は刑法上の問題でなく、商法上商人として、必ず守らねばならない事項である。これは云ふまでもなく、商人の守るべき道で、而かも、其の商人が他の商人と取引を爲す場合に於ける心得である。

先づ第一に注意すべきことは、賣買契約に基づいて受取つた品物を遅滞なく、検査して、其の物に付き疵があるか、又は數に不定があるか否かを調べなければならぬのである。そして、疵があつたり又は數に不定があつたりした場合は、速ぐ其のことを賣主に通知しなければならないのである。若し此の通知を怠ると如何に疵があつても、又數に付いて不足があつても、其の契約を解除したり、又は代金の現額を請求したりすることが出来なくなるのである。

最も其の疵や、數の不定を直ちに知ることが出来ない場合は、六ヶ月内に其の疵のあることや、又は數に不足のあることを通知しなければならないのである。若し此の通知を六ヶ月内にしなかつた場合は、前の場合のやうに、其の疵のある

ことや、數の不足して居ることを理由として、其の契約を解除したり、又は損害の賠償を求めたりすることが出来なくなつて了ふのである。しかし、これには例外はある。それは相手方即ち賣主が、既に其の疵のあることを知つて居たり、又は不足して居ることを知つて居た場合は、そうした期間に關係なく、契約を解除することも出来るが又、損害賠償させることも出来るのである。結局り悪意の當事者を法律は保護しないことになるのである。

しかしながら、法律は商事の敏活を保護し、信用を確保する爲めに、買主に對し一つの義務を科して居る。それは假令品物に疵があつたり、又は數に不定をして居た爲めに、契約を解除した場合でも、賣主の費用で其の物を保管するとか、若くば供託するとかしなければならぬのである。

最も其の物が、腐敗し易い物とか、毀れて了ふやうな虞れのある物であるならば、裁判へ訴へて、而かも、裁判所の許可を得て、それを競賣して、其の代金を

保管するとか、又は供託するとかしなければならぬのである。そして其の競賣を爲したことを賣主に對して、遅滞なく通知を發しなければならぬのである。それから又、買主が注文した物品以外の物品を賣主が送つて來た場合はどうするかと云ふに、此の場合も亦、前の方法に因つて、保管して置くとか、若くは供託するとか、乃至は裁判所の許可を得て競賣するとかするのである。

次は商人間の賣買に於て、而かも、其の契約に基づいて、賣主が物品を買主に引渡さうとする時、買主が其の受取りを故なく拒んだり、又は受取ることが出來ない地位にある時は、賣主は其の物を供託するとか、又は相當の期間を定めて、催告を爲した後これを競賣して其の代金を代金に當つることが出來るのである。しかし、其のことを遅滞なく買主に對して通知を發しなければならぬ。

そして又、若しも其の品物が、腐敗し易い物であつたなら、前のやうな催告をせず、競賣することが出來るのである。そして、其の代金を供託するとか、又

は代金の全部又は一部に當つることが出來るのである。何れにしても、これ等のことは、獨り商人間にのみ限ること、商人と商人でない者との間には、かゝる権利も義務もないのである。——さうだ、商人同士の賣買契約に限られるのである。

三、契約解除の出来る場合に

商人同士の賣買契約に於て、如何なる場合に、其の契約を解除し得るかと云ふに、それは色々な場合があるが、商法上一般的规定を爲して居るのは、左の場合に限るのである。云ひ換ふれば、注文した品物に疵があつたり、又は數に不足があつたりして、それが爲めに契約を爲した目的を達することの出來ない場合に於ては、其の契約を解除することが出來るのは、前にも云つた通りであるが、そ

れは特定の場合であつて、特定の実事存しなければ、契約を解除することが出来ないのである。

所がそうした特定した実事なくとも、當然契約を解除し得る場合存して居るのである。それは今茲で述べやうとする事項である。

そこで遅れながら、契約の解除は、一体どんなものかと云ふに、既存の契約を最初から全然無いものと、同一の効果を與へることなのである。だから如何なる場合でも契約の解除を爲し得ることは、固より出来ないものである。法律に於て特定した場合でなければ、無暗矢鱈に契約の解除を爲すことは出来ないものであるがしかし、法律は實際の便宜を考へ、賣買の性質上、又は當事者の約束に因つて、或一定の期間内に其の履行をしなければ、契約を爲した目的を達することが出来ない場合に於ては、其の契約を解除し得ることが出来るとして居るのである。それは獨り商人許りでなく一般人にも適用のあることなのである。

例へば正月の門松を注文した所が、其の門松を大晦日即ち十二月三十一日に、つても尙持つて来なければ、其の契約を解除することが出来るのである。今一つの、例を擧げるならば、一週間の後に結婚しなければならぬので、其の間に燕尾服を新調て呉れど、洋服屋へ注文した所が、其の期間内に洋服屋が、燕尾服を調達て来なかつたときも、亦、契約を解除することが出来るのである。

これは民法の規定からして、當然契約を解除し得る場合なのであるが、商法に於ては、それが一層顯著である。即ち民法に於ては、契約解除の通知を相手方に發しなければ、其の效力を生じないのであるが商法に於ては、必ずしも其の通知を發することを要しないのである。

即ち商法の規定に依ると、商人間にあつては、賣買の性質又は當事者の約束に因り、一定の日時、若くは一定の期間内に、其の契約の履行をしない時に於て、當事者の一方が契約を爲した目的を達することが出来ない場合は、其の契約を解

除することが出来るのは勿論、當事者の一方が其の履行を爲さずして、むなしく其の期間を経過するとき、相手方が直ちに履行を請求しなければ、契約を解除したものと看做されるのである。

例へば正月の門松を十二月の二十五日までに、引渡すべく一萬本注文した所が十二月の二十五日になつても、尙且つ履行をせずして、其の期間を経過した時は當事者の一方が、直ちに其の履行を請求しなかつたとすれば、契約の解除を爲したものと看做されるのであるから、其の後になつて、門松を持つて來ても、それは引取らなくても宜いことになるのである。

今一つ例を擧げて云ふならば、傳染病が流行して來たので、それに要する消毒劑が賣れると云ふので、或一定の期間を定めて、該藥品を注文した所が、其の注文を受けた商人が、期間内に藥品の引渡を爲さずして、其の期間が経過したにも拘らず注文した商人は、其の期間経過後に於て直ちに履行の催告を爲さない時は

其の契約を解除したものと看做されるのである。

これは全く法律の犠牲的規定であつて、法の精神から云ふ時は、斯の如き不徹底なことはないのである、云ひ換ふれば、全く便宜に基づいた實際的の規定である。さうだ、理論を抜きに、當事者の意思を推測した便宜上の規定に過ぎないのである。

全く取引關係の敏繁な商事にあつては、これ位な犠牲的規定が存して居なければならぬのである。

三、商人が登記すべき事項

商人が登記するのは、一方に於て、商人自身の利益を計り、他面に於て第三者の利益を保護する爲めに爲すべきものである。だから或場合には、これを強制す

ることがある。兎に角、商人が登記すべき事項は、甚だ多いが其の中でも、最も重要なものを左に擧げて、これを説明することにする。

商人が登記を要する其の一は、未成年者が獨立して商業を営む場合である。即ち未成年者は、智量未だ薄弱で、成年の如く獨立して總ての法律行為を爲す能力を有しないものとされて居るのである。で、民法ではこれを無能力者として、成年と區別して居るのである。だのに未成年が商業を営むと云ふことは、とりも直さず能力者として取扱はれることになるのである。それであつて、而かも、無能力者であるとするれば、そこに大なる矛盾が生ずる理由である。云ふまでもなく、未成年者の行為は、無能力者の行為として、取消し得べきものである。だからこれ等のものと取引を爲した場合は、後日になつて取消されて了はねばならないのである。

そこで法律は、便宜上未成年者と雖も、業を営むことを許すと同時に、必ずこ

れを登記すべきものであるとしたのである。

即ち登記は公示方法で、公示した以上は、最早其の行為に付いては、取消しを許さないのである。——さうだ。未成年者と雖も商業を営むべく登記した以上は成年と同じやうに、獨立して商業を営むことが出来る半面には、第三者に對しても成年と同じやうに、最早取消を許さないのである。だから自然未成年者が商業を営むには、登記が必要になつて來るのである。

其の二は妻が、商業を爲す場合である。云ふまでもなく、妻は未成年者でもなければ又、神心喪失者でもない。だがしかし、妻たる以上は、我が民法上に依ると無能力者である。それは能力の点から、制限したのではない。家族制度と云ふ法律上の理由からして、制限したのである。

だから未成年のやうに、能力の欠けたものでないから、獨立して商業を営むことは、固より差支へないことである。けれども、前にも云つた通り、家族制度と

云ふ法律上の理由の下に、無能力者たる地位に置かれて居るから、矢張り妻の法律行為は、完全なものでない。夫に因つても妻自身に因つても、これを取消し得ることが出来るのである。

そこで妻が獨立して、商業を営むには、無論、夫の許可が必要である。けれども、取引關係の多い商業に於て、一々夫の許可を得ることは、到底能はざることである。で、法律は妻が商業を営むことの登記を爲して置けば、其の後は夫の許可がなくても、獨立して成年の男子と同じやうに、商業を営んで行くことが出来るものとしたのである。結局、登記さへして置けば、妻と雖も獨立した商人となるのである。だから其の後に於て、其の商業の範圍内に於ては、最早夫と雖も取消権を有しないことになるのである。

其の三は法定代理人が、親族會の同意を得て、無能力者の爲めに商業を営む場合である。即ち茲に法定代理人と云ふのは、無能力者の保護、監督の任にある。

親権者とか又は後見人とかである。

これ等の者は、總ての場合に於て、無能力者の代表して、商業を営むことは出来ないが、親族會の同意を得て爲す時は、因より差支へのないことである。けれども、これを公示せずして、商業を営む時は、一体誰の爲めに商業を爲して居るのか解らない。自分の爲めとも亦、無能力者の爲めとも、第三者から見ると、的確に解らない場合がある。

そこで法律は、第三者を保護する爲めに、かゝる者が無能力者の爲めに、商業を営む場合は、其の登記を爲すことを必要としたのである。しかしながら、如何に登記を爲した場合でも、其の法定代理人の代理權に加へた制限は、善意の第三者に對しては、主張することが出来ないものである。

其の四は、支配人に關する登記事項である。元來支配人は、商人が自己に代つて本店とか又は支店に於て、商業を営ませる爲めに選任したものである。だから

其の選任及び解任は、とりも直さずそれと取引を爲す第三者に影響することが大である。

だから法律は、支配人の選任及び其の代理権の消滅は、これを置いた本店なり支店なりに於て、登記することを要するものとしたのである。

其の上は商號の登記のことである。即ち商號はこれを登記するに因つて、他人はこれと同一の商號を同市町村内に於て、同一の商業の爲めに登記することが出来ない効力が生ずるのである。で、商號の登記は専ら登記者の利益を確保するものと見て宜ろしいのである。

兎に角、商號を登記して置くことは、商人にとつて最も必要なことである。即ち登記した結果は、不正の競争を以て、同一の商號又は、類似の商號を使用する者に對して、其の使用を差止めることが出来るのである。そして又、損害がある時は、それ相當の損害も賠償させることが出来るのである。そして、前に不正の

競争と云ふのは、同一の商號を同市町村内に於て、同一の營業の爲めに使用するごとなのである。

尙商號はこれを他人に譲渡することが出来るが、それを以て第三者に對抗することは出来ないのである。そして、營業と共に、商號を譲渡した場合は、當事者間に、何等の約束がない場合でも、それを譲渡した者は、同市町村内に於て、二十年間同一の營業を爲すことが出来ない効果が生ずるのである。若し譲渡人が、同一の營業をしないと云ふ約束をした場合は、同府縣内に於て、而かも、且三十年間の範圍内は、當然其の効力を生ずるのであるから、結局三十年間は同府縣内に於て、同一の營業を爲すことが出来ないことになるのである。

これ等のことは、大商人にのみ適用されることで、小商人には其の適用がないのであるから、本書として深く云ふの必要を認めないのである。で、商業帳簿のことに付いては、これを省略することにする。

三、手形に付いて注意すべき事項

商人として手形の必要なことは、多く云ふまでもないことである。即ち世の中がだんくど物質文明になり、金融關係が、敏繁になつて行くに従ひ、それを圓滑ならしめる手形關係が、複雑になつて行くことは、理の當然なことである。兎に角、手形に關して、注意すべきことは、甚だ多いのであるが、例に因つて例の如く、實際に必要なことのみを説明して、他は省略することにする。

そこで先づ第一に注意しなければならないことは、手形に署名した者の責任である。即ち手形は形式証券であるから、假令ごんな考へで、署名したにしろ、手形に署名した以上は、其の手形の文言に従つて責任を負ふべきものである。だから冗談に署名した場合でも亦、之を欺す爲めに署名した場合でも、苟しくも手形に署名した以上は、其の手形の文言——即ち手形に書いてある通りの責任を負担

商賣の仕方

して行かねばならないのである。これ即ち手形が、形式証券であり、信用証券である結果である。

であるから、代理人が本人の爲めに手形に署名した場合でも、其の手形に本人の爲めにするを記載しない以上は、本人は其の責任を負担する必要がないのである。

例へば甲の代理人乙が、甲の代理人であることを示さずして、手形に署名したとすれば、甲は其の手形に付いて、責任を負ふ必要がないのである。

斯の如く手形は、一つに其の形式に因つて、效力を定めるものであるから、偽造又は變造した手形に署名したとすれば、矢張り其の偽造又は變造した手形の文言に従つて責任を負担して行かねばならないのである。それは甚だ不公平な、そして、殘酷な話であるが、手形の信用を確保し、形式証券の實を完ふするには止むを得ない次第である。だがしかし、法律は一つの推定を設けて、善意の署名者

を保護して居る。それは變造手形に署名した者を以て、變造前に署名したものと推定されることである。だから反証が擧がらない以上は、變造しない前に署名したものと看做されるのである。例へば一月十日に千圓の手形を振出したとするに其の後になつて、甲乙丙が裏書を爲し、丁の手許にある時、其の變形が變造されて、二千圓の手形となつて居るとすれば、甲乙丙は何れも、變造前に署名したものと推定されるのである。最も變造前に署名したものでないことが明かである以上は、此の推定を受けることは固より出來ないことである。

所が如何に手形が、形式証券とは云へ、其の手形を偽造した者とか、變造した者とか、又は悪意に因つて、偽造又は變造手形であることを知りながら、取得した者を保護する必要がないから、法律はかゝる者に對しては、手形上の權利を有しないものとして居るのである。例へば甲が手形を偽造して、乙に引渡すも甲は手形の偽造者であるから、其の手形上の權利を取得することが出來ないのである。

今一つの例を擧げて云ふならば、一月十日に眞正な千圓の手形を振出したるに、其の後になつて、甲乙丙が裏書を爲し、丁が其の手形を變造して、二千圓の手形にしたとすれば、丁は其の手形の變造者であるから、手形上の權利を取得することは出來ないことになるのである。そして、又これは偽造者とか、變造者許りでない。手形が偽造であり、變造であることを知りながら、取得した者も亦、手形上の權利を取得することが出來ないのである。

これは手形が形式証券に對する例外である。何れにしても、手形が形式証券と云ふことは、何所までも貫徹されるものである。即ち無能力が一般の規定に従つて、其の手形より生じた債務を取消した場合でも、他の手形上の義務者は、これに因つて其の義務を免れることが出來ないのである。例へば甲の未成年者が法定代理人の同意なくして、手形を振出したのに對し、其の後になつて、乙丙丁と云ふ順序で、其の手形に裏書きを爲したとするに、甲未成年者の法定代理人が、其

の手形上の行爲を取消したとしても、後の裏書人乙丙丁は、以前として手形上の義務者たるの責任を免れることが出来ないものである。

そして又、手形が形式証券であるから、法律に於て一定された以外の事項を無暗に書き入れることは、固より出来ないことである。そして、書き入れた所で、それは效力を生じないのである。尙手形が形式証券と云ふ点からして、法律に定められた事由以外の事由を以て、手形上の権利を主張する者に對抗することが出来ないものである。例へば手形の受取人が、其の引受人に支拂を求めたのにも拘らず、引受人が手形には、何んの關係もない、民法上の債権を縦に、拒辨して支拂に應じないと云ふことは出来ないものである。

それから此度は、手形が流通証券としての効用である。即ち如何なる者でも、悪意もなく又過失もなくして、手形を取得した者に對し、故なく其の手形の返還を求めたことを許さないものである。若しこれを許す時は、手形が流通証券たるの

効用を失ひ、而かも、信用証券としての効用を完ふることが出来なくなるのである。だから法律は明文を以て、これが規定を爲して居るのである。

次は時効のことであるが、此のことは前に、一般消滅時効の所で、詳しく述べてあるから、再び茲に説明することは止めるが若し時効に依つて、其の手形上の效力を失つた場合は、どうするかと云ふことを少しく述べることにする。此の場合、手形上の権利はないが、一般規定に基づく民法上の利得請求返還権はなければならぬ。で、商法に於ては、民法の規定に俟たずして、特別の規定をして居る。即ち手形より生じた債権が、時効又は手續きの欠缺に因つて、消滅したときでも、所持人は振出人又は引受人に對し、其の受けた利益の限度に於て、償還の請求を爲すことが出来るのである。例へば約束手形の所持人が、三年間振出人に向つて、手形支拂の請求を爲さなかつた爲めに、時効に因つて、其の手形上の權利を失つたとすれば、最早手形としては、其の支拂を求めることが出来ないが、

振出人が利益を受けた限度に於ては、これを償還させることが出来るのである。そして、茲に受けたる利益の限度と云ふのは、約束手形の振出人が、時効に依つて、手形上の権利を失つた爲めに受けた利益を云ふのである。だから其の受けた所の利益を限度として、償還を爲すの義務を負担するのである。これを公平から出たもので、便宜の規定である。

だから獨り約束手形の振出人許りでなく、爲替手形の引受人も亦、此の義務を負担することになるのである。そして又、裏書人に對する償還請求を爲さなかつた爲めに、一年の時効にかゝつて前者に其の権利を行ふことが出来なくなつた場合も、矢張り其の裏書人が、受けた利益の限度に於て、償還の請求権を有して居るのである。

二、爲替手形の振出に付いての注意

凡そ手形には、爲替手形と約束手形と、小切手との別がある。が、しかし、其の中でも爲替手形は、各種の手形の代表的のものとなつて居るので、我が商法ではこれに關して詳細な規定を爲し、約束手形及び小切手に準用すべきものとして居るのである。で、私も此の式に習ひ、先づ爲替手形のことを稍々詳しく述べることにする。

要するに手形は、要式証券であるから、何れの手形と雖も、其の定められた要件を具備しなければ、其の效力を生じないのである。云ひ換ふれば、其の要件の一を欠くときは、手形は全然無効で、初めより手形がなかつたのと同じの效力を生ずるのである。然らば其の要件は如何んど云ふに、爲替手形にあつては左の要件を具備して居ることを要するのである。

一、爲替手形たることを示すべき文字、其の文が示す如く爲替手形であることを

明記して置かねばならないのである。それは他の手形と混同する虞れがある許りでなく、此の記載が明瞭でないこと、其の性質を知ることが出来ないからである。即ち吾々に各々其の名があるやうに、手形にも區別があるから、それを明かにする爲めなのである。で、此の記載のないものは、手形として效力を生じないのである。

二、一定の金額

手形が金銭証券にして、而かも、貨幣の代用たる性質を有する以上は、其の金額の記載が必要であることは、多く云ふまでもないことである。そして、其の金額の記載は明瞭たることを要するのである。だから利息を記載するが如きは金額を不明瞭ならしめるものであるから無効である。けれども、一定した金額なれば其の手形表面であれば、何れの部分に書いても差支へはないが、普通は爲替手形たることを示した次に記載するやうになつて居るのである。



三、支拂人の氏名又は商號

爲替手形が支拂証券である以上、其の支拂人の必要なことは、多く云ふまでもないことである。そして爲替手形は、振出人、支拂人、受取人の三人格を要するものであるが、法律は實際の必要を鑑み、例外として、振出人が支拂人たることを得ることを規定して居るのである。

四、受取人の氏名又は商號

前にも云つた通り、爲替手形は、振出人、支拂人、受取人の三面的關係の存することを要するものであるから、受取人の必要なことも亦、多言を要しない事實である。だがしかし、其の受取人は、仮設の者でも亦、想像上の人たるを問はないのである。苟しくも手形の外觀上、受取人たるもの、記載があればそれで宜いのである。其の結果、受取人が振出人と同一人でも差支はないのである。我が商法ではこれを明かに規定して居る。

所で我が商法は、所謂無記名式手形なるものを認め、受取人の記載のない手形をも尙有效なるものとして居るのである。そして、此の種の手形は、金額三十圓以上のものに限つて居るのである。であるから、三十圓以下の手形に對しては、無記名式即ち受取人の記載のない手形を認めて居ないのである。尙又我が商法では、受取人をも記載し、又は持參人にも支拂ひ得る中間の手形を認めて居る。何れにしても、此の種の手形は、無記名式と同一の效力を有するのである。

五、單純なる支拂の委任

前にも屢々云つた通り、手形は支拂証券であるから、其の支拂の委任は、常に單純でなければ、手形としての效用を害することになる。で、法律は支拂に條件を附したり、又は其の支拂方法を特定したりすることを禁じて居るのであるから、若し是等のことを記入した場合は、其の手形は無効である。

六、振出の年月日

振出の年月日の記載が何故必要かと云ふに、それは振出の當時、振出人が能力者であるか、又は支拂停止を受けて居る者でないか否かを知る爲めである。けれども、其の年月日の虚偽は、手形の效力には影況しないのである。例へば實際に於ては、二月十日に振出したのであるが、二月の二十日と記入するも別に手形の效力には關係を及ぼさないのである。

尙又、一覽拂の手形にあつては、呈示期間を定める必要があるから、此の記載のない場合は、無効である。況んや、日附後確定した期間を経過した日を以て、満期日とする手形にあつては、其の必要なことは言を俟たないことである。

七、一定の満期日

満期日は手形金額を支拂ふべき日であるから、債權者は其の日の到來と同時に權利を行使することが出來、又債務者は其の義務を履行しなければならぬ。

であるから、此の記載の必要なことも自明の理である。所で我が商法の認める所の満期日は、以下の如きである。

1、確定せる日

これは大正何年何月何日と一定した日を記載せるものである。で、此の種の手形を確定日拂の手形と云つて居る。

2、日附後確定せる期間を経過した日

これは大正何年何月何日より向何十日と記載せる手形であつて、俗に日附後定期拂の手形と云つて居る。

3、一覽の日

これは手形権利者が、其の手形の呈示に因つて、手形義務者が一覽した日が即ち満期日となる手形である。例へば小切手の如きは、其の適例である。で此の種の手形を一覽拂の手形と云つて居る。

4、一覽後確定したる期間を経過したる日

これは手形金額支拂人が、手形を一覽してから、一定の期間を経過した日が満期日となるのである。例へば一覽してから五日間とか一週間とか云ふが如きである。此の種の手形を一覽後定期拂の手形と云つて居るのである。

八、支拂地

支拂地は手形金額を支拂ふべき地であるから、此の記載は極めて必要である。が、しかし、支拂の場所とは異つて居る。

即ち支拂の場所は、手形金額の支拂を現實に受くる場所であるが、支拂地は其の大体の地域を定むるに過ぎないのである。だから支拂地を東京市本郷區春木町二丁目三番地と記載する時は、無効である。只だ市町村を記載するに因つて足るのである。例へば支拂地東京市とか又は大阪市とか記載するに因つて充分なのである。

九、振出人の署名

手形は振出人が署名を爲すに因つて、初めて手形たるの效力を生ずるのであるから、これが必要なことは多言を要しない事實である。

以上の要件を具備する時、初めて完全なる手形と云ふことが出来るのである。だから印紙の貼用がなくとも、それは手形として、有効に成立するものであつてこれが貼用してないからと云つて、手形が無効になると云ふことはない。

が、しかし、これを貼用しないと、普通の借用証書の場合と同じやうに、脱税者として、制裁を受けなければならないのである。

尙右の要件以外の記載を爲しても手形が有効で、而かも、其の效力を生ずる場合を述べなければならぬのであるが、餘りに長くなつたから、項を改めて別に述べることにする。

三、要件以外の記載に伴いて注意

手形が形式証券で、法律の定めた形式を具備して居ないと、其の手形が無効になることは、上段述べた處である。處で又要件以外なことを勝手に書き入れるとこれ又無効になるのである。能く世の中の人は、構はず利息でも何んでも書き入れて居る人がある。が、これは誤れるも甚だしいものである。即ち前にも云つた通り、金額は確定的のもので、不確定な記載を許さないのである。そして又、利息の約束などを記入して居る人もあるが、これも亦無効で、要件を破壊することとなり、手形の效力を失はしむるものである。

然らば手形には、上段述べて来た要件以外なことを記入すると、總て手形の效力を失ふかと云ふに、決してそうとは限らない。否、法律は要件以外の記載事項でも尙、效力を生ずべき事項を規定して居るのである。そして又、記載を爲すも

手形に何等の影況を及ばさない事項もある。で、これを區別して、左に列挙することにする。

手形は手形法に於て、規定して居る事項の記載でなければ、其の效力を生じないことは、手形法が明規する所である。そこで手形編には、どう云ふ規定があるかと云ふに、次の如き規定が存して居る。

1、豫備支拂人

豫備支拂人とは、引受人が手形金額の支拂がない場合に、これに代つて支拂ふべき人を云ふのである。かゝる者の規定は、却つて手形の信用を増進することになるから、これが記載を禁すべき理由がないのである。

2、支拂担当者

支拂担当者の記載は、多くの場合に於て他地拂手形に見るべきものである。即ち支拂人が支拂地に居住して居ない爲めに、別に支拂地に居住する人を支

拂担当者として、手形金額を支拂せるのである。かくの如き記載は固より有効で、手形上の效力を生ずべきものである。

3、支拂の場所

支拂地と支拂の場所とは、同一でないことは、前にも云つた通りである。即ち支拂の場所は、手形金額を現實に支拂ふべき場所であるから、これを記載することは或場合には最も必要なことである。だから法律は、かゝる記載を有効としたのである。

4、裏書の禁止

手形は流通証券であつて、當然流通すべき性質のものであるが、振出人又は裏書人は、これを欲しない場合に於て、其後裏書を禁する旨の記載を爲すことが出来るのである。そして、此の記載は手法と有効である。

5、無担保裏書

裏書人は裏書に因つて、其の手形に付いて絶対の責任を負ふべきものであるが、或場合にはこれを欲しない場合があるので、法律は無担保の裏書を爲すことを許して居るのである。

6、裏書の目的

爲替手形の所持人は、其の手形の取立を委任する爲めに裏書を爲すことが出来るのである。これを取立裏書と云ふ。

此の場合には、其のことを裏書に附記することを要するのである。そして、法律はこれを認めて居るのである。

7、引受の爲めにする呈示

一覽拂の爲替手形の所持人は、其の日附より一年内に、其の手形を支拂人に呈示して、其の引受を求めなければならぬのであるが、法律は振出人の利益を保護する爲め、これより短かい呈示期間を記載することを許して居るのである。

である。

8、引受の呈示を爲すべき旨の記載

振出人が爲替手形に、支拂担当者を記載して居ない時は、支拂人は其の引受けを爲す時に於て、支拂担当者を記載することが出来るのである。

9 支拂の爲めにする呈示

一覽拂の爲替手形の所持人は、其の日附より一年内に其の手形を呈示して支拂ひを求めなければならぬのである。が、法律は振出人を保護する爲めにこれより短かい呈示期間を記載することを許して居るのである。

10、支拂拒絶証書作成の免除

爲替手形の所持人は、支拂人又は引受人より其の支拂を受けない時、若くは支拂人が引受を爲さない場合には、支拂拒絶証書又は引受拒絶証書を作成しなればならないのである。最も支拂担当者の記載のある場合には、これに

も支拂を求めるときは必要であるが、何れにしても拒絶証書の作成は免れない事實である。○けれども、振出人は或場合に、又は或人に對して其の作成を免除することを記載することが出来るのである。○此の場合には、拒絶証書を作成しなくとも、手形上の權利を失はないのである。

11、複本又は謄本たることを示す文字
爲替手形の複本に、其の謄本であることを示さない時は、其の各通が、獨立した爲替手形として、其の效力を有することになるから、法律は此の場合に其の謄本たることを示すべき記載を有効として居るのである。

12、複本又は謄本の送り先
爲替手形の複本の所持人が、其の引受を求めるときに、其の一通を送附した時は、他の一通に其の送り先を記載することを要するのである。

以上十二の場合は、何れも手形編に規定されて居る事項であつて、而かも、其の

記載が手形上の效力を生ずる事項である。

然るに振出人と受取人との間に於ける手形を發行した原因、即ち對價文句の如きは、又は支拂人と資金義務者との間に於ける資金關係の如きは、手形編に規定がない事項であるから、これを記載するも手形上、其の效力を生じないのである。そして又、これを記載したからと云つて、手形を無効ならしめるやうなこともないのである。

三、裏書に付いての心得

裏書も亦手形行爲の一種であつて、説明することが甚だ多いのであるが、これ等を詳細に一一説明することは、本書の目的でないから、極めて簡單に其の要所のみを述べることにする。

一体裏書と云ふものは、どう云ふものかと云ふに、云ふまでもなく手形の裏書に譲渡文句を書いて、それを他人に引渡すことなのであるが、しかし、必ずしも裏書にのみ限らないのである。附符を爲してそれに爲すも固より差支へないのである。

何れにしても、裏書なるものは、裏書人が後者全員に對して、手形の引受け又は支拂があるべきことを担保し、而かも、引受又は支拂がなかつた場合に、自ら其の担保を提供し、又は償還をしなければならぬのである。例へば甲の手形に對し、乙が裏書をして、丙に渡し、丙又裏書して丁に渡したとすれば、乙は第一の裏書人であるから丙に對しても丁に對しても担保の責任を負担して居るのである。

免に角、手形は當然の指圖証券であるから、其の手形に指圖文句がなくとも裏書に因つて轉々すべき性質のものである。けれども振出人、又は裏書人が裏書を

禁じた場合は、讓渡能力がなくなつて了ふのである。それから又無記名式の手形になると、裏書きがなくなつて自由に恰も物のやうに、讓渡されるものである。

それから裏書には、二種の區別がある。其の一つは記名式の裏書で、裏書を受ける人の氏名とか又は商號とか、裏書の年月日を記入して、これに署名して爲す裏書である。其の二は白地裏書即ち裏書人の署名のみを以て爲す裏書である。

前者の場合は、普通に見る裏書で、而かも、其の裏書が連續して居ることを要するのである。即ち裏書の連續とは甲裏書人より乙へ——乙裏書人より丙へ——丙裏書人より丁へと云つたやうに、其の間に間斷のないことを要することなのである。若しこれに反した時は、其の手形は無効となるのである。

これに反して、白地裏書になつては、受渡引渡のみに因つて、手形を轉讓し得ることが出来るのである。それは恰も無記名式の手形と同一の作用を爲すのである。

三、爲替手形所持人の心得

爲替手形の支拂人は、其の引受を爲すに因つて、手形の文言に従ひて、手形金額の支拂の責に任ずるのである。即ち支拂人は手形に支拂人と指示された丈では、手形金額の支拂の債務を當然負擔するものでなく、引受けを爲して初めて、債務者となり、支拂の責に任ずるのである。手形の所持人は、何時にても、其の手形を支拂人に呈示して、引受けを求めることが出来るのである。そして、所持人が此の引受を求めない時は、前者に對して擔保の請求權を失ふことになるのであるから、必ず所持人は、支拂人又は支拂担当者に對して、手形を呈示して引受を求めなければならぬのである。これを法律上引受を求め爲めの呈示と云つて居る。

しかしながら、引受を求め爲めの呈示は、手形所持人の自由であつて、權利

であるから、これを強ゆるものではないが、法律は手形の性質上、これに左の二個の例外を設けて居る。

即ち其の一つは、一覽後定期拂の爲替手形である。此の種の手形所持人は、其の日附より一年内に、手形を支拂人に呈示して、引受けを求めむることを要するのである。そして、振出人がこれよりも短かい呈示期間を定めた場合は、無論、其の短かい期間内に呈示しなければならないのである。何れにしても、手形の所持人が、これ等の期間内に、手形の呈示をしない時は、前者に對して手形上の權利を行使することが出来なくなるのである。

其の二は振出人が、手形に支拂担当者を記載せない場合に、而かも、振出人が其の手形に、引受けを求め爲めに、これを提示すべき旨の記載を爲した時は、手形の所持人はこれが呈示を爲さなければならぬのである。

それから支拂人が、引受けを爲すに際し、手形金額の一部のみを引受けられた場合

は、其の手形の文言に因つて、引受人は責任を負ふべきものであるが、其の他の不單純な引受け例へば、條件を附けて引受けを爲すが如きは、引受けを拒絶したものと法律が看做して居るから、所持人は其の場合、支拂拒絶証書を作成せしめて置かねばならぬ。

兎に角、單純でない引受けは、手形の文言に従つて引受けるのでないから、法律上これを認めることが出来ない理由であるが、法律は實際の公平を考へ、金額の一部の引受けを有効とし、所持人はこれを拒むことが出来ないものとして居るのである。

次は手形の所持人が、手形を呈示して、手形金額の支拂を求むことである。即ち爲替手形にあつては、支拂人若くは引受人、又は支拂担当者、手形に記載された支拂地に於て支拂ひを爲すべきものであるから、其の所持人は、支拂人若くは引受人又は支拂担当者に向つて、支拂を求むる爲めに、手形を呈示しな

ればならないのである。そして、其の時は満期日其の後(休日を除く)二日間である。

處が一覽拂の爲替手形にあつては、其の日附より一年内に、支拂を求める爲めの呈示を爲さねばならないのである。最も振出人がこれより短かい呈示期間を定めた場合は、無論、其の短かい期間内に呈示しなければならぬのである。

若し此の呈示を怠つた場合は、手形の所持人は、手形上の権利を失ふことになるのであるから、必ず支拂を求める爲めの呈示を怠ることはならない。そして又支拂人若くは引受人が、其の支拂を爲さない場合は、満期日又は其の後二日以内に支拂拒絶証書を作成せしめて置かないと、前者に對して償還請求の権利を失つて了ふのである。最も満期日二日の中で、休日がある時は、其の休日を除かれるのであるから、結局、休日を除く平日二日間と云ふことになるのである。

それから今一つ注意して置かねばならないことは、支拂担当者の記載ある手形

である。即ち此の種の手形の所持人は、支拂担当者に對して、其の呈示を爲さなければならぬのである。そして、若し其の支拂がない場合は、支拂拒絶証書を作成せしめて置かないと、引受人に對する権利をも失ふことになるのである。

六、不渡になつた場合の心得

不渡りと云ふのは、少し誤弊があるかも知れないが、兎に角、爲替手形の所持人が、支拂人に對して引受けを求めた場合に、其の支拂人が、引受けを拒絶したとか、又は引受人が破産の宣告を受けた場合——若くは支拂人又は引受人が、手形金額を支拂はない場合に於ける救済策に就いて、少しく述べやうと思ふのである。

そこで先づ第一の場合に付いて、述べることにする。即ち支拂人が、引受けを

拒絶した時、又は引受人が破産の宣告を受けた時は、手形の所持人は其の前者に對して、擔保を請求することが出来るのである。例へば甲の手形を乙が裏書し丙に渡し、丙亦裏書して丁に渡し丁が所持人である場合に、丁は正式に手形を呈示して、支拂人に其の引受けを求めた處が、支拂人はこれを引受けなかつたとすれば、其の手形は殆ど不渡同然である。否、手形の流通がそれに因つて、害されたことになるのである。だから手形の所持人は、かゝる手形を何時までも所持して居ることは、甚だ面白くないことである。そこで法律は、かゝる場合には、其の前者即ち丙裏書人に、擔保を請求することを認めて居るのである。最も丁所持人は、支拂人に因つて、引受けを拒絶された証書——即ち引受け拒絶証書を以て、丙に對し擔保を請求すべきものである。そして又、其の請求を受けた丙裏書人は、自己の前者である乙裏書人に對し、其の受けた所の擔保に擔保する擔保を請求することが出来るのである。

尙又乙は甲振出人に請求し得ることが出来るのである。云ひ換ふれば、擔保の請求を受けた裏書人は、自ら擔保を供しなくとも、尙其の前者に對して、これを請求して其の責任を免れることが出来るのである。

しかしながら、無擔保の裏書を爲した者とか、裏書を禁じた者に對しては、擔保を求め権利を有しないのである。

何れにするも、支拂人が引受を拒絶した場合に於て、擔保を請求するに要する條件は左の如きである。

- 一、支拂人が引受を爲さないこと、
 - 二、引受拒絶証書を作成せしめること、
 - 三、豫備支拂人がある場合に於ては、拒絶証書作成後に其の引受を求めて、而かも、それが拒絶された場合は、其のことを拒絶証書に記載すること、
- 以上の要件を具備して、初めて前者に對して、擔保の請求を爲すことが出来る

のである。

處が支拂人が引受を爲した後に於て、而かも、其の支拂人が破産の宣告を受けた場合は、矢つ張り完全な支拂を受けることが出来ないことになるから、法律はかかる場合にも、前者に向つて擔保の請求を爲し得るものとして居る。そして、其の條件は左の如くである。

- 一、引受人が破産の宣告を受けたこと
- 二、引受人が相當の擔保を供しないこと
- 三、引受人が擔保を供しない旨の拒絶証書を作成したこと
- 四、豫備支拂人ある時は、拒絶証書作成後遲滞なくこれに對して其の引受を求め其の豫備支拂人が單純な引受けをなさないこと

以上の場合は、手形の所持人は、前者に向つて、擔保の請求を爲すことが出来るのである。

次は爲替手形の所持人が、其の手形の支拂を受けないときに於て、其の前者に對し償還の請求を爲す場合である。そして又、償還の請求を受けた者が、更に自己の前者に向つて、償還を請求する場合もある。

先づ第一の場合に就いて云ふならば、支拂人が支拂を爲さないとき、支拂の爲めにする呈示を爲すべき期間内に支拂拒絶証書を作成せしめたこと、豫備支拂人又は先が引受人がある時は、支拂拒絶証書作成の期間内に、これに對して手形を呈示して支拂を求め、而かも、其の支拂がない時は、其のことを支拂拒絶証書に記載しなければならぬのである。最も支拂拒絶証書の作成を免除されて居る時は勿論、これを作成するの必要がない。

これを要するに、手形の所持人にしろ、又は償還の請求を受けた裏書人にしろ支拂が拒絶されたことを償還を求めんとする者に向つて、通知をしなければならぬのである。そして其の通知は、所謂内様証明郵便で發送しないと、後日の証

とならない。又法律はそれを要求して居るのである。これ以外に保証とか、参加引受とか、乃至は参加支拂のことに付いて、少し書きたいのであるが、最早豫定の紙數に達して居るので省略して置く。

三、 約束手形に就いて

我が國では爲替手形よりも約束手形の方が、實際に於て多く用ひられて居るのである。だから爲替手形を詳しく説くよりも、却つて約束手形の方を詳しく説いた方が宜かつたかも知れない。だがしかし、我が商法では、爲替手形を代表的手形として居るので、私もそれに習つて爲替手形の方を詳しく述べたのである。けれども、約束手形も爲替手形も同じく手形であつて、其の實質が餘り變らないので、無論、別々に述べる必要がない。否、我が商法にあつては、約束手形を爲替

手形に多く準用して居るのである。即ち裏書とか、支拂とか、償還請求とか、保証とか、参加とか、乃至は支拂拒絶証書に付いては、総て爲替手形の規定を準用して居るのである。最も保証とか、参加とか、支拂拒絶証書とかに付いては、述べることを省略したが、兎に角、爲替手形と約束手形との重なる差異は、發行の形式に存するのである。

即ち爲替手形にあつては、發行者が他人をして、一定の金額を支拂はせることを約するものであるが、約束手形にあつては、發行者自身が一定の金額を支拂ふことを約するものである。だから約束手形は、最初からして債務者が振出人と定まつて居るが、爲替手形になると、振出人以外の他人が支拂人となり、而かも、それが引受てる行爲に因つて、債務者となるのであるから、爲替手形にあつては振出當時は、債務者が確定して居ないことになるのである。其の結果振出の形式も少しく異つて居る。即ち爲替手形の支拂地が振出地に該當するのである。だか

ら約束手形にあつては、支拂地の記入を必要としないが、振出地を記載することを絶対必要條件として居るのである。

けれども、約束手形に於て、支拂地の記入を禁ずるものではない。若し支拂地の記載のない場合は、振出地を以て、支拂地と看做すべき規定があるから、これを禁じたものでないことは明かである。

何れにするも、約束手形には、支拂人と云ふものがないので、従つて引受と云ふものが生じて來ないだから、引受の拒絶とか、擔保の請求とかと云ふ問題は生じて來ないのである。尙又引受を求める必要がないので、副本とか又は贍本とかの制度がないのである。

そこで約束手形で金を貸した場合、どうしてこれを取立るか云ふ問題であるが、これは特別訴訟に因つて、簡易な手続きで取立てるのである。即ち民事訴訟法の規定に依ると、手形に關する請求を証書訴訟でなす場合は、これを爲替訴

訟として訴ふべきものとして居る。そして、其の爲替の訴は、訴状に爲替訴訟として訴ふる旨の陳述を掲げ、そして証書の原本や又は謄本を添へて、支拂地の裁判所とか、又は被告が普通裁判籍を有する地の裁判所に訴ふべき旨の規定を爲して居る。かくして訴へた時は、其の訴訟は証書のみには現はるゝ處に因つて裁判されるのである。だからこれに對して、反訴を爲すことを許さないものである。で、結局、爲替訴訟に因つて、これを請求する時は、迅速に、簡単に、訴訟を終了せしめて原告の目的を達せしめることになるのであるから、手形に關する訴訟は、獨り約束手形に限らず、如何なる手形でも、爲替訴訟に因つて、訴を提起しなければならぬ。

三、小切手に付いて注意すべき事項

小切手も亦手形の種類で、而かも、爲替手形と同じく、振出人が他人をして、手形金額を支拂はせることを記載したものである。だから此の点から云ふと、約束手形と其の趣きを異にして居るのである。

要するに小切手と爲替手形とは、其の外観上頗る類似して居るが、しかし、其の經濟上の價值に至つては、大いに異なつて居るのである。即ち爲替手形は、信用利用の具として用ひられるのであるが、小切手は専ら支拂の具として用ひられるのである。云ひ換ふれば、小切手は金錢の支拂に代へて振出されるものである。其の振出の要件も亦、支拂の用具たる目的に適合したものを掲げて居るのである。即ち小切手の振出要件は左の如きものである。

一、小切手たることを示す文字

二、一定の金額

三、支拂人の氏名又は商號

四、受取人の氏名若くは商號又は持參人に支拂ふべきこと

五、單純なる支拂の委託

六、振出の年月日

七、支拂地

八、振出人の署名

以上の如く小切手の振出要件は、其の形式に於て、爲替手形と殆ど同一である所が小切手は支拂の用具たる性質を有するが爲めに、次の如き特質を用して居るのである。

一、小切手は常に一覽拂なること

其の結果、満期日の記載を爲すも、それは何等の効力を生じない、依然として一覽拂のものである。

二、小切手の所持人は、其の日附より十日内に、小切手を呈示して支拂を求めな

ければならない、若し此の呈示を怠る時は、小切手の所持人は前者に對して、償還の請求を爲すことが出来ないことになるのである。即ち此の呈示期間を經過すると、最早前者に對して、償還の請求を爲すの權利を失ふから、唯振出人に對して、利得返還を求めることが出来るのみである。

三、小切手の振出人は、呈示期間が經過するまでは、其の支拂を取消することが出来ないものである。

即ち小切手が、金錢の支拂に代ふべき用に用ひられるものであるから、所持人が其の小切手を未だ呈示しない前に、これを取消す如きは、小切手の支拂証券たる效用を甚だしく害するものであつて、其の流通すべき小切手の信用を害することになるから、法律はかゝる場合には、これが取消さないものである。だから若しこれに反して、振出人が取消しても支拂人は勝手に、それには關係なく支拂つて差支へないのである。

四、小切手の所持人が支拂人の加入せる手形交換所に小切手を提出した時は、支拂人に支拂を求むる爲めに、これを呈示したのと同一の效力を生ずるのである。

五、小切手の所持人が、償還請求を爲すの條件は、爲替手形と同じやうに、支拂の拒絶があつた場合は、支拂拒絶証書を作成しなければならぬのであるが、それは甚だ面倒でもあるから法律は、これに代へて、其の小切手を呈示すべき期間内に、支拂人をして支拂拒絶の旨及び其の年月日を小切手に記載せしめ且つこれに署名したときは、支拂拒絶証書に代へることが出来るものとして居るのである。

五、小切手の振出人又は所持人が、其の表面に二條の平行線を畫き、而かも、其の線内に銀行又はこれと同一の意義を有する文字を記載した時は、支拂人は其の銀行又は特定の者に對してのみ支拂を爲すべきものである。そして又、銀行は其の商號を抹消して、他の銀行の商號を記載して、これが取立を委任するこ

とが出来るのである。これを線引小切手又は横線小切手又は平行線小切手と云つて居る。

兎に角、これは盗難や紛失の場合に、其の失却を防ぐ爲めである。即ち此の種の小切手は、銀行でなければ、受取ることが出来ないから、従つて銀行と取引のない者は、これを手に入れるも、現金に代へることが出来ない結果になるのである。

七、振出人が、支拂人をして支拂を爲さしめることを得る金額を越へて、小切手を振出した時は、過料の制裁を受けなければならないのである。

しかしながら、現行法は所謂先き附けの小切手の振出を禁じて居ないから、振出の當時領金がなくとも其の期間が到来し小切手を呈示するまでに、領金を造り支拂人をして、充分に支拂はせることが出来るに於ては、決して差支ないものである。結局、小切手の流通を疎害するやうなことがなければそれにて充分な

のである。

三、懸引の奥の手

人と云ふものは、善い加減なもので、幾ら偉らさうなことを云つて居ても、其の實弱点だらけである。しかし、誰でも自分には、其の弱点や、欠点のあることを知らない。それだから、結局弱点だらけなのである。自分で自分の欠点や、弱点が解つて居たら、そりや偉いものに違いないが、誰しもそれが解らない。解らないから平凡な動物なものである。

殊に人間は共鳴性を持つて居るので、人が善い物だと云へば、自分では何等の確信も、観識力もなくとも、善い物にして丁ふ。それと反対に、「あれは悪い物だ」と云へば、別に何んの意味もなく悪い物のやうに思はれて、實際に善い物で

も、弱点が見出されて悪い物にして丁ふのが、凡人の悲しさである。

我々文士の仲間でも、それが甚だしいのである。少し地位があつたり、財産があつたりすると、其の人の作を善い物として、無暗矢鱈に提灯を持ちたがる者がある。實力で行かねばならぬ——そして、其の實力が現實に現はされる文士間にあつても、既にさうであるから、他のことは推して知るべしである。

それは何人でもあることで、少し名が賣れて居る人の作であると、それが最初から善い物になつて、少し位の欠点は解らずに濟んで丁ふ。が、しかし、これに反する者であると、實際は善く出来て居ても、最初の心の置き所が悪いから、何もかも、わるなつて、どう／＼悪いものにして丁ふ。

全く人間と云ふものは、最初の感じ一つである。理智だの、理性だのと云つて見た所で、矢つ張り感情の動物である。感情には多くの場合負けて丁ふ。其の証據には如何に理智の發達した者でも、強い感情に支配されると、飛んでもないこ

とを遣るものである。一流の文士として奉られて居た〇〇君の如きは、其の適例である、又大学の教授で相當名のある、而かも、博士と云ふ肩書のある人が、寢小便を垂されうな小娘と、駈け落ちをすると云ふのも、皆な強い感情の爲めに負けた例である。

殊に横濱の凌辱事件で、世間を騒がした〇〇博士の如きも、矢つ張り強い感情に負けた人である。

して見ると、人間は感情が、理智より理性よりも強いものと云はねばならない親が子を失つた爲めに、發狂するのも感情から來るのである。

だから商人も、此の点を利用しなければ嘘である。即ち巧妙な懸引は、かゝる点に存して居るのである。幾ら物品許りを安價に賣つて見た所で、人氣が集らねば、それは行き止まりである。最も物品を安價に賣ると云ふことは、應ては人氣を集める原因ではあるが、それよりも人間の弱点を利用した法が、より能く人氣

を集め、より能く成功するのである。

それでは、どうすれば人の弱点を握ることが出来るかと云ふに、それは云ふまでもなく、人の感情を好くすることである。感情さへ好くして置けば、人は自然に騒いで呉れる。そして、人氣を集めて呉れる。

それが即ち人間の馬鹿な證據である。感情の動物であることを如何なく物語つて居るのである。誰だつて同じことだらうと思ふが、人が多く物を買つて居る店は、何んとはなしに好い感じを與へるもので、遂には自分も其の店の物を買ふやうになる。それも其の筈である。人間の急所を衝かれて居るのだから、自然とそ

うなるのが當然である。

そこで一步を進め、人間の感情を善くするのは、どうすれば善いかと云ふ問題であるが、これは甚だ六ヶ敷いもので、多少の運動費が必要である。と云ふのは人の感情を善くすることは、矢つ張り宣傳に待たねばならないからである。

まして今日のやうに、一般に人の心が、薄つべらになつて、居る時に於ては、宣傳に待つより外に途はない。そして、其の宣傳は、矢張り文筆の力に待つべきものである。何んぞ云つても文筆の力程強いものはない。新聞などに少し書いてあると、速く動かされて了ふのが、今日の人間なのである。

であるから出来る限り、文筆を利用して、宣傳を爲し、各人の感情を好くし、弱点を握つて、人氣を集めることに努力しなければ、今後發達せる社會に於て、而かも、商人として大成功を爲すことは、甚だ六ヶ敷いことである。で、心ある人は此の点に眼を一轉し、大に此の方面に努力することが肝要である。それには新聞記者なり、雑誌記者なりを虚待してはならない。出来る限り感情を善くしてイザと云ふ場合に、仕事をさせるやうに、心懸けて置くことが、最も善いことであらうと思ふ。

三、人氣と使用人の適不適

一般人を相手にして、利益を得やうとする商人にとつて、其の使用人の適當なることを要するのは、今私が多くを云はなくとも、既に事實が証明して居る。全く使用人の適不適は、商人の成功如何に、至大の關係するものである。如何に主人が、賢明な者であつても、其の使用して居る者が、不適當なものであつたならば、遂には破産の運命に泣かねばならないのであるから、使用人の選擇は、出来る限り注意し、而かも、充分な調査を遂げた上で採用しなければならぬのである。しかし、今日のやうに世の中が複雑になつて、一朝にして其の調査を爲し得ることが出来ない時に於て、而かも、巧みにそれを蔭して居る不徳漢が、益々多くなつては、愈々人材を得ることが困難である。

で、世の中の多くの人は、人物と云ふ点よりも、學校出とか又は經驗とかに、

重きを置いて、採否を決して居るのである。

最も大商人になるならば相當の學問も必要であらう。又經驗も必要であらう。

イヤ、商人としては、經驗が大事なことに違いない。けれども、そのみに着眼して、人物の如何を見ないと云ふことは、主客を轉倒した話である。如何に學問があり、經驗があつても、眞心が欠けて居る人間であれば、それは三毛の價ひもない、冗物である。否、眞心の欠けた人間を使用することは、應ては自己をして不幸な、そして、破産に近い悲境に落ち入ることになるのである。少くとも發展上大なる蹉跎を見なければならぬのである。

最も悪いことをする位な人間は、何處かしらキビ／＼して、能く使へるのが常である、だがしかし、其の監督が不行届の場合や、又は餘りに信用を置き過ぎると、飛んでもないことになつて了ふのである。

だからどうしても眞心と云ふものに、眼を一轉しなければならぬ。形式上のこ

商賣の仕方

とは誰でも判るが、心の底に潜んで居る悪心を觀破することは、誰にでも些つとも出来ないことである。けれども、其の大体は直感して判るのが當然なのである。前にも云つたやうに、人の性質と云ふものは、何かの機會に、何かの舉動に、服裝に必ず現はされて居るものである。

云ひ換ふれば、細心の注意を拂つて、能く見れば、それ等のことが、マザ／＼と觀破されるのである。例へば着物の着方に因つて、其の人の性質の大体を知ることが如き、若くば身体のこなし方に因つて、其の者の放蕩を知るが如き、或は又奇抜な服裝をして居る者が、強膽な男であることを知るが如き、或は又口の利き方若くば、動作に因つて其の者の賢愚又は、正直不正直を推知するが如き色々な見方がある。

勿論、このことは誰にでも出来ることではないが、少し人心觀破と云ふことに心懸けて居ると、容易に知ることが出来るのである。最もそれは大体のことでは

あるが、大体にしろ、それを知ると云ふことは、雇主にとつてどんなに利益であるか知れない。

何れにしても、人を雇はんとする者は、其の者の真心が那邊にあるかを確かめねばならぬ。それは決して、最初に於て断行しなくとも宜ろしいから、少くとも一ヶ月爲至二ヶ月の中に、それを知ることが必要である。

それから次は使ひ方である。これも亦今日では、大なる誤りを遣つて居る。

其の誤りの一つは、お世辭や、翠丸すくいの上手な者を引きあげやうとすることである。誰しも感情の動物であるから、お世辭や、諂ひを云はれると、悪い感じはしない。だがしかし、一步を退いて考へて見ると、そうした使用人は、必ず陰へ廻つて主人の悪口を云つて居る。でなければ陰では少しも仕事をしない。不真面である。結局、自己に缺點があるから、お世辭の一つも云はなければならなくなるのである。最もこれには、例外はある。であらうが、多くの場合は右の原

則を裏切つて居ない。

かう考へて來ると、詰らない感情の爲めに、不心得な人間を引き立てることになつて來るのである。だから此の点に充分注意して居ることが、何よりも肝要なことであらうと思ふ。

第二の誤りは、今日のやうに、デモクラシーの喧ましい世の中に、人を人と思はず、日曜も祭日もなく、矢鱈に使つて居る人がある。これは一見して、利益のやうであるが、其の實決して利益ではない。什麼人間でも感情を持たない者はないだから、嬉しい、悲しい、苦しい位なことは、如何に無智文盲な馬鹿に近い者でも感じるのである。

それだから、恰で動物でも使ふやうな氣になつて居ると、其の半面には、大なる反感を持つて、仕事に驚く程不忠實になる。陰日向が出来て來る。そこから雇主が大なる不利益を受けることになるのである。

人は誰でも楽しみがあつて、初めて働く氣になるのである。それなのに、其の樂みの總てを押へて了ふと云ふに至つては、誤りも亦甚だしい理由である。

其の誤りの第三は、使用人を呼捨にすることである。最も十四五歳以下の子供なれば呼捨にした所で、別に反感を懐く程のこともないであらうが、二十歳越へ三十にもならうとする立派な青年を捉て、呼捨にすることは、甚だ宜ろしくないことである。其の癖、自分の子供にはサン附で呼んで居るのである。何んど云ふ馬鹿な話であらう。

禮儀作法のことは兎に角として、かうした立派な青年を呼捨にすることは、使用人を操縦する上に於て、最も不可ないことである。別に反感を懐かないやうでも、そこに温か味と云ふものが、どうしてもないから、自然蔭日向が出来て、眞面目になるのである。

赤穂の浪士達が、あれ程までにして、主君の仇を討つたのも、其の原因は主君

から發して居るのである。若し主君にして、臣家を見るの目がなかつたなら、浪士達の意思もあれ程までに強くなかつたかも知れない。

兎に角、雇主が使用人を見ると云ふことは、六ヶ敷いことである。そして、六ヶ敷いことであるだけに、最も肝要なことである。

第四の誤りは、不公平な取扱ひを爲して居ることである。最もこれは數人の使用人の存する場合であるが、——數人の使用人を使ふ場合に於て、詰らない感情の爲めに不公平な取扱ひを爲すことは、これ又避けなければならぬことである。勿論、實力の如何に因つて、甲乙を附けることは、却つて必要なことである。言ひ變ふれば、仕事の上の甲乙をつけることは、大いに奨勵すべきことである。けれども、詰らない感情の爲めに、區別を設けることは、大禁物である。

これを要するに、使用人の適不適は、體ては人氣に影況するものであつて、主人の成功如何に至大の關係を有することゝなるのであるから、此の点にも、十二

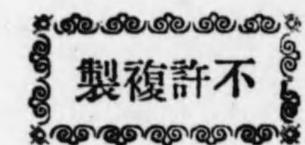
分の注意をしなければならぬ。 || 終

昭和三年三月一日印刷
昭和三年三月五日發行

商賣の仕方與附

(定價金七十錢)

(送料六錢)



不許複製

著者

石 角 春 洋

發行者

大阪市南區松屋町三九
榎 本 進 一 郎

印刷者

大阪市南區松屋町四
鳴 田 良 治

印刷所

大阪市南區松屋町四
法 令 館 印 刷 工 場

大阪市南區松屋町三九番地

榎 本 書 店

振替大阪三四八二番 電話東二一六二四番
七九五番

東京市淺草區瓦町十番地

榎 本 書 店 東 京 支 店

振替東京七二七九三番 電話淺草四七一七番

發 行 所